

令和6年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和6年2月27日 火曜日						
招 集 場 所	笠置町議会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和6年2月27日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和6年2月27日 15時20分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	松 本 俊 清		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 6 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 2 月 15 日～令和 6 年 2 月 29 日 会期 15 日間

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 2 月 27 日 午前 9 時 30 分開議

- 第 1 議案第 16 号 令和 6 年度笠置町一般会計予算の件
- 第 2 議案第 17 号 令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第 3 議案第 18 号 令和 6 年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第 4 議案第 19 号 令和 6 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 5 議案第 20 号 令和 6 年度笠置町簡易水道事業会計予算の件
- 第 6 請願第 1 号 中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める
請願書
- 第 7 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告
- 第 8 閉会中の継続審査及び調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和6年2月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、予算案につきましては、本日は議案の説明、質疑、討論、採決を行います。

議長（西 昭夫君） 日程第1、議案第16号、令和6年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第16号、令和6年度笠置町一般会計予算の件について説明させていただきます。

説明に入ります前に、先ほどお手元にお配りさせていただきました地方債の現在高の見込みに関する調書について御説明させていただきます。

本来でしたら、後ろの77ページ以降、参考資料につけるべきものでしたが、添付ができておりませんでした。誠に申し訳ございません。

地方債の前々年度末、また現在高に関する調書につきましては、手元にお配りさせていただきました書類のとおりですので、また御参考までに御確認いただけたらと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

令和6年度の一般会計歳入歳出総額につきましては16億1,117万4,000円となっております。前年度より2.1%、3,319万円の増額となっております。

本年度当初予算につきましては、3月に町長の任期が満了となり、町長選挙が執行されますので、義務的経費や継続事業、また建設事業等で当初予算への計上が必要な経費など、骨格予算として編成いたしておりますが、昨今の物価高騰、また給与制度改正によります人件費の増によりまして、全体的に増加したものとなっております。

それでは、私のほうからは歳入と歳出では議会費、総務財政課所管の経費について説明させていただきます。

それでは、まず歳入の説明をさせていただきますので、12ページをお願いいたします。

1 款町税、1 項町民税、総額、本年度は5, 1 9 8 万 8, 0 0 0 円を計上しております。昨年度より 1 8 4 万 1, 0 0 0 円増となっております、個人住民税につきましては減額となっておりますが、法人税につきましては3 5 3 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

2 項固定資産税につきましては7, 8 6 9 万 1, 0 0 0 円となっております。現年度、滞納とも合わせまして、昨年度より 2 3 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

3 項軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割合合わせまして4 9 9 万 1, 0 0 0 円で、9 万円の増です。

町たばこ税につきましても、昨年度より 7 6 万 8, 0 0 0 円増額で、1, 5 0 4 万 8, 0 0 0 円となっております。

2 款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税ともに京都府通知の数字となっております。

3 款利子割交付金につきましては、昨年度より 4, 0 0 0 円減の 4 万 6, 0 0 0 円。

配当割交付金 1 1 2 万 8, 0 0 0 円。

5 款株式譲渡所得割交付金 1 1 5 万 9, 0 0 0 円。

ページめくっていただきまして、法人事業税交付金 2 0 9 万 5, 0 0 0 円。

地方消費税交付金 2, 6 1 6 万 2, 0 0 0 円。こちらにつきましては、京都府通知に基づきまして計上させていただいております。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましては、昨年より 8 4 万 9, 0 0 0 円減額の 3, 3 0 8 万 7, 0 0 0 円でございます。

9 款自動車取得税交付金につきましては、前年同額の 1, 0 0 0 円を計上しております。

1 0 款環境性能割交付金 1 3 6 万 7, 0 0 0 円につきましても、京都府通知に基づくものでございます。

1 1 款地方特例交付金、前年度より 4 8 万 5, 0 0 0 円増額の 8 0 万円。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税合わせまして8 億 6, 0 0 0 万円を見込んでおります。こちらにつきましては、全体の 5 3 %を占めるものとなっております。

1 3 款分担金及び負担金につきましては、昨年度より 3 6 万 1, 0 0 0 円増額の 8 9 万 4, 0 0 0 円で、児童数等で積算したものとなっております。

1 4 款使用料及び手数料につきましては、総務手数料につきましては各施設の使用料、衛生使用料につきましては歯科診療所の使用料、商工使用料は産業振興会館の使用料で、実績額等を勘案した中での計上でございます。住宅使用料につきましては、昨年度より 3 9 万

4, 000円増額で291万1, 000円。民生使用料につきましては、こちらも施設の
使用料となっております。

同じく14款2項手数料でございます。総務手数料、衛生手数料ともに過去の実績から勘
案いたしまして、昨年度から減額となっておりますが、982万7, 000円を見込んでお
ります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、総額2, 834万2, 000円で、
障害者自立支援給付事業や介護保険等の計上となっております。

同款2項国庫補助金につきましては、総額が9, 633万5, 000円となっておりますし
て、社会資本整備交付金等の総務費国庫補助金では964万4, 000円、土木費国庫補助
金におきましても、道路や住宅の整備に係る社会資本整備総合交付金で8, 027万
2, 000円等を計上したものととなっております。

18ページ、同款3項委託金でございます。総務委託金では自衛官募集事務等の委託金、
民生費の委託金等で53万8, 000円を見込んでおります。

16款府支出金、1項府負担金におきましては、民生費府負担金で2, 349万
6, 000円、こちらは国庫負担金と同様、障害者自立支援給付金事業等となっております。

同款2項府補助金、総額といたしましては3, 508万5, 000円を見込んでおります。
電源立地地域対策補助金や京都地域連携交付金など総務費補助金では1, 578万
4, 000円、民生費補助金では隣保館運営事業等1, 521万1, 000円などを見込んで
おります。

ページめくっていただきまして20ページ、同款3項委託金でございます。総務費委託金
では、府民税の徴収委託金や人口動態等の調査費等を計上したものでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入におきましては、財政調整基金等の利子及び配当金と
いたしまして2万6, 000円、いこいの館のグラウンド貸付料や土地の賃借料といたしま
して、財産貸付収入で312万6, 000円などを見込んでおります。

21ページ、18款寄附金でございます。こちら、ふるさと納税に係る寄附金等を計上し
ておりまして、一般寄附金、指定寄附金合わせまして305万6, 000円と、前年度から
68万6, 000円を増額としたものとしております。

19款繰入金、1項基金繰入金におきましては、ふるさとづくり基金で244万
4, 000円、また森林環境譲与税等を基金に積み立てまして、事業費に充当するとして
404万2, 000円など計上いたしております。

また、財源不足を補填いたすために、1目で財政調整基金といたしまして1億4,263万円を繰り入れる予定としております。

続きまして、22ページとなります。

21款諸収入でございます。3項雑入でございますが、こちらにつきましては、消防団の退職報償、また市町村振興協会の研修補助金などを計上しております。総額で4,920万4,000円となっております。

22款町債につきましては、臨時財政対策債の借入れ、また過疎対策事業債の借入れ等で、総額を9,929万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、25ページの歳出のほうを説明させていただきます。

なお、それぞれの科目におきます職員人件費につきましては、83ページ以降に職員給与費関係の資料を添付しております。こちらを基にいたしまして計上したものとしておりますので、詳細の説明は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、1款議会費でございます。議会費は昨年度より323万円増額の4,797万6,000円となっております。

議会運営費といたしましては、議場の音響システムの保守、また議事録の作成委託、議員の皆様の報酬等の計上としております。

また、広域行政事業、26ページでございますが、相楽東部広域連合への議会費の負担金を計上しております。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。この費目におきましては、職員関係の経費となっております。職員健康診断や職員採用試験、また一般管理費におきましては、業務全体に係る経費を計上したものととなっております。

ページめくっていただきまして、29ページをお願いいたします。

上段、丸印の自治振興対策事業、こちらはまちづくり事業補助金で213万6,000円を含みまして341万3,000円を計上しております。各地区における防犯灯や道路整備等に係る経費の補助金を計上したものでございます。

続きましての電算システム管理事業でございます。1億1,322万8,000円を計上しております。本年度、電算システム、基幹業務システムや汎用システム、また個人の端末等の更新が令和6年度に実施する必要がありますので、本年度、その構築作業等の委託料が増額しております。

また、国の進める標準化システムへの対応等も必要となってくるので、昨年度より大幅な増額となっております。基幹システムへの負担金等も増額したのとなっております。

その下、広域行政事業でございます。相楽東部広域連合への負担金といたしまして、総務分が2,481万8,000円を計上しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

2目文書広報費で、ホームページの管理事業でございます。現在使用しておりますホームページの維持管理に係る委託料、また令和5年度に実施いたしましたLINE機能の付加、そのシステム使用料といたしまして計上したもので、総額188万8,000円となっております。

3目財政管理事業といたしましては1,499万1,000円を計上しております。基金の利子の積立て、またふるさとづくり、こちらはふるさと納税での寄附を頂いた額の基金積立て等で計上したものでございます。

続いて、32ページをお願いいたします。

5目財産管理費でございます。こちらは庁舎、公用車、各施設の経費を計上したのとなっております。

庁舎等の管理事業におきましては、光熱費等の高騰等もございますので、管理事業としては878万4,000円を計上しております。

33ページ、運動公園管理事業では266万3,000円で、こちらは運動公園の管理に係る作業員、また経費等を計上したのとなっております。

続いて、35ページをお願いいたします。

こちら、6目企画費でございます。35ページ中段、関西本線利用促進等の事業といたしまして158万5,000円を計上しております。JR関西線の加茂以東の公共交通活性化協議会への負担金で、広域バスの運行経費等の経費を計上いたしまして、154万4,000円が含まれております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

こちら、ふるさと納税事業となっております。177万7,000円を計上しております。代行、返礼品付きのふるさと納税に係る業務委託の経費、返礼品の送料等を計上したのとなっております。

37ページ、8目防災諸費でございます。防災事業といたしまして513万5,000円を計上しております。令和5年度に防災行政無線の操作卓の更新が終了しましたので、減額

となっておりますが、各戸配布の防災無線等の経費を、防災行政無線の子機の備品購入として計上しております。

続きまして、40ページをお願いいたします。

4項選挙費でございます。2目におきまして、町議会議員選挙費890万2,000円を計上しております。令和6年10月末で議員の皆様の任期が満了いたしますので、選挙経費を計上したものでございます。なお、今回の選挙から選挙公費が負担することとなっておりますので、令和2年度の執行よりも大幅な増額となっております。

5項統計調査費につきましては、令和6年度に実施する統計調査費となっております、各項目総額で28万9,000円を計上しております。

43ページ、6項監査委員費でございます。監査委員の監査事業に係る経費といたしまして、監査委員さんの報酬、それから協議会への負担金等の経費を計上しております。

ページ飛びまして、73ページをお願いいたします。

こちら、8款消防費、1項消防費でございます。1日常備消防費といたしましては、相楽中部消防組合への負担金となっております。昨年度より147万7,000円減額となっておりますが、4,513万4,000円の計上をしております。

非常備消防費では、消防団事業に係る経費が988万3,000円計上しております。消防団員への報酬やそれぞれの維持管理に係る、積車の車検など維持管理に係る経費となっております。

75ページ、9款教育費でございます。教育委員会費といたしましては、相楽東部広域連合への負担金が7,275万4,000円で、小学校への経費等の負担となっております。

2項社会教育費では、文化財保護費といたしまして50万8,000円を計上しております。こちら、国有地、笠置山の文化財指定地の管理者といたしまして、笠置町が計上する分となっております。

続きまして、10款公債費になります。令和6年度の町債の返済に係る金額となっております、元金、利子ともに昨年度より増額となっております、総額が1億4,505万6,000円となっております。

総務財政課所管のものについては以上となります。

冒頭説明しましたとおり、77ページ以降は参考資料となっておりますが、こちらに地方債の現在高の調書、また83ページ以降につきましては、職員人件費に係る積算基礎をつけておりますので、御参考にご覧ください。

総務財政課からは以上です。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼いたします。

私のほうからは、企画調整課所管の歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書の３６ページを御覧ください。

３６ページ、２款総務費、６目企画費の続きのページでございます。説明欄のほうに移らせていただきまして、伊賀城和定住自立圏事業としまして９，０００円のうち、普通旅費として３，０００円を計上させていただいております。

続きまして、相楽東部未来づくり推進事業でございます。１０７万４，０００円の計上のうち、相楽東部「ひと・企業」誘致促進協議会負担金としまして９５万円をお願いしております。

それから、その下ですね。総合計画推進事業といたしまして１０万８，０００円、行政改革推進委員会の委員報酬を含めまして１０万８，０００円ということでお願いをしております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします事業について説明いたします。

３８ページを御覧ください。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費、税務総務一般事務におきまして６９万７，０００円を計上しております。主なものとしまして、国税を電子データで送信するためのシステム対応保守委託として３３万９，０００円のほか、税務協議会への負担金等を計上しております。

京都地方税機構事業では３７８万７，０００円のうち、負担金として、共同で行っているシステムや人件費等３７３万６，０００円を計上しております。

２目賦課徴収費におきまして、賦課徴収事務３１６万８，０００円を計上しております。主なものといたしまして、不動産鑑定委託料１０７万６，０００円、給与支払穿孔業務委託料４４万３，０００円を計上しております。

３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして２，０３８万９，０００円を計上しております。主なものといたしましては、委託料１，４７５万９，０００円のうち、戸籍システム改修委託作業といたしまして１，０８２万

7, 000円を計上しており、こちらは戸籍情報で振り仮名を取り扱うための改修費用でございます。

40ページ、マイナンバーカード交付事業といたしまして9万6, 000円を計上しております。

続きまして、47ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、遺族会運営事業5万円、戦没者追悼事業といたしまして15万1, 000円、こちらは町の追悼事業に係る経費でございます。

また、繰出金事業といたしまして1, 061万2, 000円を計上しております。こちらは国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

国民健康保険運営協議会といたしまして9万9, 000円を計上しております。

続きまして、50ページをお願いします。

3目国民年金事務、国民年金事務事業といたしまして2万6, 000円を計上しております。

続きまして、58ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、動物愛護事業といたしまして7万9, 000円を計上しております。こちらは狂犬病予防注射に関する経費でございます。

続きまして、61ページをお願いします。

5目環境衛生費におきまして、環境維持管理事業13万2, 000円を計上しております。こちらは木津川の水質など環境を維持するための経費のほか、墓地管理事業といたしまして3万円、定住自立圏事業といたしまして1万2, 000円を計上しております。

62ページをお願いします。

2項清掃費、1目塵芥処理費、塵芥処理事業といたしまして76万8, 000円を計上しております。主なものといたしまして、会計年度任用職員の報酬15万1, 000円、生ごみ袋販売委託料28万8, 000円を計上しております。

広域行政事業で5, 331万7, 000円を計上しており、こちらは相楽東部連合分担金として5, 007万5, 000円を計上しております。こちらは対前年比で約1.4倍の大幅な増額となっております。人件費の増加、ガソリン代の高騰によるものです。

続きまして、ごみ処理広域化検討事業といたしまして324万2, 000円を計上しております。

主要事業調書5ページを御覧ください。

こちらは将来を見据えた持続可能なごみの適正処理の確保を図るため、伊賀市、名張市及び南山城村との4市町村によるごみ処理の広域化について検討を進めるための協議会の運営経費や基本構想の策定業務に係る経費でございます。

旅費8万6,000円、需用費2万6,000円、使用料及び賃借料2,000円、こちらにつきましては笠置町だけに係る経費を計上しております。

負担金及び交付金で312万8,000円を計上しております。内訳といたしまして、事務所として利用を考えている施設の利用負担金、事務所開設経費、基本構想策定業務委託料でございます。こちらにつきましては、4市町村均等割で予算計上いたしております。

次に、予算書に戻っていただきまして、2目し尿処理費、し尿処理事業におきまして929万9,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、し尿汲取業務負担金でございます。

合併浄化槽推進事業といたしまして360万1,000円を計上しております。5人槽水が1基、7人槽が3基と、これらに伴う宅内配管及び便槽の撤去費用でございます。

広域行政事業といたしまして、広域行政組合の負担金といたしまして1,579万4,000円を計上しております。

以上で税住民課が所管いたします事業につきまして説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算について、主な事業のほうを説明させていただきます。

44ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、対前年602万2,000円増の1億5,428万円を計上させていただいております。主なものといたしましては、社会福祉協議会補助事業として1,406万4,000円を計上。主な内容は、老人クラブや身体障害者協議会に関する業務の委託に関する費用や、社会福祉協議会が行う閉じこもり予防や見守り活動などの福祉事業に関する費用などを計上させていただいております。

障害者福祉事業では18万8,000円を計上いたしております。主な事業としては、障害のある方に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業として11万4,000円を計上しております。

下段です。福祉医療事業では716万2,000円を計上いたしております。障害のある

方に対する医療費の助成として５８９万９，０００円、ひとり親家庭の医療費の助成として２０万４，０００円、子育て世帯に対する医療費の助成として８８万７，０００円を計上いたしております。

４５ページでございます。

障害者自立支援給付事業では４，５６３万１，０００円を計上いたしております。放課後児童デイサービスに係る費用として、障害児入所給付事業で６７３万７，０００円を計上いたしております。

４６ページをお願いいたします。

居宅介護など各種の福祉サービスに係る費用として、障害者自立支援給付事業で３，８８９万４，０００円を計上いたしております。

そのうちシステム改修作業委託料では、前年度より２２０万円増の２４２万円を計上。障害福祉システムの標準化支援に伴うものでございます。

また、障害者自立支援給付費では、対前年５６５万８，０００円増の３，５８６万１，０００円を計上いたしております。これにつきましては、共同生活援助が２名増の３名になったことに伴う増でございます。

下段の地域生活支援事業では３４５万８，０００円を計上いたしております。主な内容は、障害のある方やその家族からの相談支援に関する費用や補聴器など日常生活用具の助成に関する費用、また児童発達支援センターに係る費用などを計上いたしております。

４８ページをお願いいたします。

４８ページの中段でございます。自殺対策推進計画策定事業では４９９万１，０００円を計上いたしております。相楽東部３町村の自殺対策の基本的な方向性を示す自殺対策推進計画、いのちの輝き見守りプランの計画期間が令和６年度で終了することから、次期計画を策定する費用を計上いたしております。

続きまして、５０ページ下段をお願いいたします。

４目老人福祉費では、対前年１，０１８万７，０００円減の９，６９１万７，０００円を計上いたしております。

高齢者福祉事業では７２５万７，０００円を計上いたしております。主なものといたしましては、在宅の要介護者を介護されている方に激励金を支給する介護者激励金支給事業で３２万円、外出困難な方を医療機関まで送迎する外出支援サービス事業で１７１万７，０００円、老人手当支給事業として２７９万９，０００円等を計上させていただいてお

ります。

繰出金事業では、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金として、合わせて8,301万8,000円を計上いたしております。

52ページをお願いいたします。

福祉医療事業では664万2,000円を計上いたしております。内容は、65歳から69歳までの方や障害のある高齢者の方に対する医療費の助成でございます。

53ページをお願いいたします。

5目老人福祉施設費では、対前年158万4,000円増の2,660万5,000円を計上いたしております。老人福祉施設費は、主につむぎてらすの維持管理や地域包括支援センターの運営に関する費用となっております。

老人福祉施設運営事業では627万3,000円を計上いたしております。主なものとしては、介護予防事業では、閉じ籠もり予防事業などに関する費用として31万3,000円を計上いたしております。

地域包括支援センター運営事業では53万7,000円を計上し、センターの運営費用、高齢者の総合的な相談窓口、介護だけでなく医療など様々な関係機関と連携し、高齢者の生活課題を支援するものでございます。

また、つむぎてらす運営事業では、つむぎてらすの運営に関する費用として183万4,000円を計上いたしております。

54ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、対前年228万8,000円増の2,163万3,000円を計上いたしております。

児童福祉事業では1,838万7,000円を計上いたしております。放課後児童クラブ運営に関する費用で528万6,000円、ひとり親家庭支援事業では9万1,000円、児童手当の支給に関する費用として518万6,000円を計上。

また、子ども・子育て支援計画策定事業に係る費用として420万2,000円を計上いたしております。

笠置町の将来を担う子供たちを支援するための笠置未来っ子応援事業に係る費用として40万3,000円を計上いたしております。

また、新たにこども計画策定事業では321万8,000円を計上いたしております。こども基本法が令和5年4月に施行されたことに伴い、こども計画の作成が必要となったため、

令和6年、7年度の2か年度にかけて計画を策定する予定でございます。

児童公園維持管理事業では、児童公園に係る維持管理費用として87万円を計上いたしております。

56ページをお願いいたします。

結婚・子育て応援住宅総合支援事業では、新婚世帯や子育て世帯に対して住宅の購入やリフォームの助成に関する費用として205万円を計上いたしております。

2目保育園費でございます。保育園費では、対前年89万2,000円減の4,233万円を計上いたしております。主なものとしては、保育士の人件費を含めた保育所の運営に関する費用となっております。

保育所事業としては、保育所の運営に関する費用で539万3,000円を計上。内容は、保育所の維持管理に関する費用や保育教材、給食に関する費用等でございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、保健福祉課が所管する事業として、保健業務全般に係る費用として、保健業務として57万7,000円を計上いたしております。

また、出産・子育て応援事業では、これまで現金支給だったものをポイント給付に変更し、専用サイトみらいくベビーギフト内で当該ポイントを用いて育児用品などが購入できるように令和6年4月からなります。

続きまして、59ページをお願いいたします。

2目予防費では、対前年730万2,000円減の767万9,000円を計上いたしております。

健康増進事業として384万7,000円を計上いたしております。主なものとしては、健康診査や各種がん検診、結核検診に関する費用、また生活習慣病を予防するための運動を行う健康教育や各地域で実施する健康相談に係る費用などを計上いたしております。

その中で、高齢者の保健事業として、介護予防の一体的事業として新たに1万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、高齢者の保健事業については後期高齢者医療広域連合が、介護予防の取組につきましては市町村が主体となって実施しておりますが、本事業は高齢者の健康支援のニーズが疾病予防と生活機能維持の両面にわたっているため、疾病予防における保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、フレイル予防を通して高齢者の健康づくりを支援するものでございます。

当町においても、健康診断や健康相談、運動に特化した健康教室、介護予防事業等を実施してきておりますけれども、さらなる充実を図るため、令和6年度では健康状態不明者への訪問活動や通いの場を通してフレイル予防の啓発活動を実施していきたいと考えております。

60ページをお願いいたします。

予防接種として270万3,000円を計上いたしております。高齢者や乳幼児に対して行う予防接種で265万円、風しん追加的対策事業として5万3,000円を計上いたしております。

母子保健事業としては101万円を計上いたしております。主なものとしては、乳幼児に対する健診で22万3,000円、妊産婦に対する健診費用で67万1,000円を計上いたしております。

下段の定住自立圏、定住自立支援事業として11万9,000円を計上いたしております。救急相談ダイヤル24事業の笠置町の分担分でございます。

61ページをお願いいたします。

3目診療所費では、対前年662万6,000円減の953万8,000円を計上いたしております。

笠置歯科診療所事業では5万円、山城病院組合事業では、病院事業分の負担金として781万7,000円を計上、広域行政事業では、相楽応急診療所負担金として167万7,000円を計上いたしております。

また、4目介護保険費では、山城病院組合の老健事業分の分担金として156万1,000円を計上いたしております。

以上で保健福祉課の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 商工観光課が所管します歳出について御説明させていただきます。

予算書の30ページを御覧ください。

上段の総務費、総務管理費、一般管理費、公共交通事業、循環バス運営事業でございます。内容につきましては、会計年度任用職員の運転者の人件費とバス2台の維持管理経費等で1,616万6,000円を計上しております。

続きまして、下段、文書広報費、笠置テレビ運営事業でございます。ここでは、笠置テレビの設備等に係る保守点検や維持管理に関する経費、高齢者世帯へのケーブルテレビの利用

料補助などで191万1,000円を計上しております。

次に、34ページをお願いします。

上段より、同じく総務費、総務管理費、企画費、JR笠置駅切符等販売事業でございます。ここでは、JR笠置駅の無人化対策としての会計年度任用職員の人件費や駅舎待合室等の清掃や店舗管理等の管理委託などで670万7,000円を計上しております。

次に、笠置いこいの館管理運営事業では、施設の運営と維持管理に関する経費といたしまして1,123万8,000円を計上しております。主なものでは、いこいの館の清掃業務などを行っていただきます会計年度任用職員の報酬と施設運営に関する経費として燃料費や光熱水費、また委託料では施設の維持管理として法律等で定められています消防設備保守点検などを計上しております。

次に、35ページの交流施設等管理事業では、サテライトワークスペースなど3つの交流施設の光熱水費や浄化槽の維持管理に係る費用並びに土地の賃借料などで131万1,000円を計上しております。

次に、下段の移住促進事業では、空き家バンクに登録いただいた空き家を京都府の補助金を活用しまして住宅改修や家財道具の撤去などを行っていただける事業でございまして、町の単独事業も含めまして、補助金で620万円を計上しております。

36ページをお願いします。

36ページ下段から37ページの地域活性化起業人事業では、いこいの館の再建に向け、一日も早い再建を目指すために、4月から地域活性化起業人を配置し、引き続き再建事務を進めるために、行政事務研修負担金と地域活性化起業人活動補助金を合わせて380万円を計上しております。

次に、66ページ中段をお願いします。

商工費、商工総務費、商工総務事業では302万7,000円を計上しております。主なものでは、商工観光課に配属されます会計年度任用職員に関する報酬と期末手当など人件費関係、そのほか職員の旅費や公用車の燃料費でございます。

この増額分につきましては、もともと旅費のみであったところ、会計年度任用職員の報酬が観光費より新たに組み替えられたことによる増額でございます。

次に、67ページ上段です。

商工振興事業では、店舗を持たない事業者などの商品を一堂に集め販売するチャレンジショップの運営委託料や、地域消費生活緊急拡大事業として実施されますプレミアム商品券事

業など、商工会への補助金等で５６２万４，０００円を計上しております。

次のWEB商店街運営事業では、現在構築中の仮想商店街システムサーバー管理保守料として１８万円を計上しております。

次に、下段から６８ページにわたしまして、観光費、観光事業では１８４万９，０００円を計上しております。主なものでは、キャンプ場内の駅前のフリーWi-Fi回線利用料や、お茶の京都DMO令和６年度分担金など、各観光関係協議会等への負担金などを計上しております。また、観光協会への補助金等を前年度と同額を計上しております。

６８ページへお願いします。

次の観光施設管理事業では６５８万４，０００円を計上しております。主なものでは、京都府から委託を受けております東海自然歩道や笠置山自然公園内のごみ処理やトイレの清掃、軽微な維持補修を行っていただく管理委託料等を計上しております。

次に、桜保全等事業では、除草や肥料の散布など桜の維持管理や植栽に関する費用に２０４万１，０００円を計上いたしております。

また、河川空間活用事業では、河川のオープン化に向けて、淀川河川事務所等への要望書の提出に必要な協議、調整に関する普通旅費など７万７，０００円を計上しております。

最後に、産業振興会館費、笠置町産業振興会館運営事業では、施設の維持と運営に関する経費として１，３３８万円を計上しております。主なものでは、会計年度任用職員報酬や電気、ガス、水道などの光熱水費、また産業振興会館の清掃委託や施設の維持管理に関する委託料などを計上しております。

以上で商工観光課が所管します歳出の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

建設産業課が所管します歳出予算について説明させていただきます。

３３ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、５目財産管理費、建設産業課分の使用料及び賃借料で、町道後谷線の待避所のスペースの借地料で１４万１，０００円を計上させていただいております。

飛びまして、６１ページをお願いいたします。

一番下の段、４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費、負担金、補助及び交付金において、簡易水道事業会計への負担金１１５万７，０００円、補助金３，６１３万

2, 000円、23節の投資及び出資金で220万円の計3, 948万9, 000円をお願いさせていただいております。

次に、63ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会事業でございます。報酬では、農業委員さんの報酬で98万4, 000円、需用費では、農業委員会だよりの印刷代や燃料、消耗品等で15万円、委託料では、農地情報管理システム保守で16万5, 000円、負担金、補助及び交付金で、農業委員会活動補助で10万円などで、農業委員会事業で計154万4, 000円を計上させていただいております。

また、2目農業総務費では、旅費において4万9, 000円を計上しております。

64ページをお願いします。

3目農業振興費は、需用費、消耗品費、燃料費等で7万円、負担金、補助及び交付金で農業再生協議会等への補助金等において11万1, 000円を計上しております。

次の4目農地費につきましては、需用費、消耗品費、燃料費4万円、役務費で作業員等手数料として13万4, 000円、使用料及び賃借料において、農地災害復旧事業に関する積算システム使用料や機械借上料などで38万円を計上、原材料費では5万円、負担金、補助及び交付金として、京都府土地改良連合等の負担金1万8, 000円を計上しております。

次の65ページ、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、旅費では、職員旅費3万2, 000円を計上。

2目の林業振興費では、有害鳥獣対策事業として、有害鳥獣捕獲委託料に85万円。有害鳥獣の捕獲事業を猟友会さんに委託し、被害軽減に努めるものでございます。

負担金、補助及び交付金では、有害鳥獣捕獲対策協議会への補助金として10万3, 000円。協議会が国庫補助を受けて実施する事業において、協議会負担分を町が補助するものでございます。

次に、森林対策事業ですが、負担金、補助及び交付金で、森林整備事業として200万円を計上しております。内容につきましては、豊かな森を育てる市町村交付金を活用して実施する森林整備に対する補助金でございます。そのほかは森林組合さんへの補助金35万円など、合わせて238万円を計上させていただいております。

次に、森林環境基金事業でございます。森林環境譲与税の譲与見込額及び利息として、合わせて550万8, 000円を基金への積立てとして計上させていただいております。

森林経営管理事業としましては、意向調査及び集積計画の作成並びに森林整備等に

404万2,000円を計上させていただいており、さきの森林環境基金を活用して事業を行うものでございます。

続いて、3目林道維持費でございます。需用費では、消耗品費及び燃料費で5万5,000円、役務費では、作業員等手数料として39万6,000円、委託料につきましては、町内林道4路線の除草、路面清掃等委託で500万円、使用料では、機械借上げで26万6,000円、工事請負費におきましては、林道の維持修繕費用として150万円、維持修繕に係る原材料費で10万円などを計上させていただいております。

ページ変わりますして70ページ上段をお願いいたします。

土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、道路管理事業でございます。需用費では、積算図書や作業用消耗品、燃料、修繕料で53万4,000円、役務費において、道路維持管理に係る除草等の処分手数料で35万2,000円、委託料では、相楽東部3町村合同での土木技術職員研修委託として15万円、使用料及び賃借料において、京都府土木工事設計積算システムの保守を含めた使用料や、土木営繕資材単価データ使用料として19万5,100円、負担金、補助及び交付金において、国道163号整備促進協議会や京都府道路協会等への負担金として18万7,000円を計上させていただいております。この各種協議会において、国道163号の改良など国等へ要望しておるところでございます。

次に、71ページ、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。道路維持事業といたしましては、役務費において、作業員等の手数料として87万4,000円、委託料においては、国の社会資本整備総合交付金を活用した法面調査業務委託料として1,800万円を上げさせていただいており、そのほかに道路管理システムの保守委託に33万円、草刈り業務の委託料として30万円、町道有市柳生線を飛鳥路区さん、町道切山線においては切山区さんに委託するもので、計上させていただいております。

工事請負費では3,186万1,000円を計上させていただいておりまして、主な内容につきましては、こちらも国の交付金等を活用して実施する舗装修繕工事や道路附属物修繕工事等を予定しております。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。工事請負費におきましては、笠置山線改良工事といたしまして、交付金を活用した道路照明や転落防止柵の設置を計画しております。

4目橋梁維持費をお願いいたします。橋梁維持事業の主なものとしまして、委託料で、橋梁の保守設計業務委託で308万円を計上させていただき、工事請負費におきましては、町内2つの橋、2橋について、交付金のつき具合にもよりますが、橋梁維持補修工事として

7, 440万円を計上しております。

次のページ、3項河川費、1目河川総務費につきまして、負担金、補助及び交付金で、府砂防・治水・防災協会等に6万2,000円を計上しており、加盟する団体を通じて砂防・治水事業に対する全国要望等を行うものでございます。

続きまして、2目河川改良費でございます。委託料では、不動谷川の除草委託事業としまして、地元区、東部区さんへ委託で15万円を計上、工事請負費では、河川のしゅんせつ等の工事に180万円を計上しております。

次に、下段、7款土木費、4項住宅費をお願いいたします。住宅総務費では、職員旅費で1万1,000円を計上。

2目住宅管理費でございます。主なものにつきましては、需用費については、修繕料や消耗品費等で67万7,000円、役務費で、維持修繕に係る大工さんの作業手数料やハウスクリーニング等、合わせまして117万9,000円、使用料及び賃借料では、建築用の積算システムの使用料や機械借上料として70万8,000円、工事請負費では、町内公営住宅3か所の敷地内の除草や側溝清掃等の維持修繕工事に450万円、交付金を活用した有市住宅の住宅耐震改修工事に1,680万円、長寿命化計画に沿った、こちらも交付金を活用したバリアフリー工事3戸に1,440万円を計上しております。

最後に、76ページ中段、12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費で、役務費や使用料及び賃借料、工事請負費、原材料において、災害時に速やかに応急復旧できる費用として、合計359万4,000円をお願いさせていただいております。

以上で建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（吉田和秀君） 人権啓発課が所管します主な事業について説明させていただきます。

予算書の47ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、人権擁護事業では、人権擁護委員の活動に係る職員旅費、城南人権擁護委員協議会負担金で4万4,000円を計上しております。

次に、下段の人権問題啓発事業では、人権学習公開講座の講師料や街頭啓発で配布される啓発物品で55万7,000円を計上しております。

次に、人権啓発活動地方委託事業でございます。この事業は、法務局から委託を受けている事業でありまして、人権の花運動に係る費用と人権啓発カレンダー作成費用で20万4,000円を計上しております。

ページ変わりますので48ページをお願いします。

続きまして、2目社会福祉施設費でございます。隣保館運営事業、全体で839万7,000円を計上しております。

内容としましては、隣保館運営事業では、会計年度任用職員の人件費や光熱水費などで438万9,000円を計上しております。

次に、隣保館デイサービス事業では、会計年度任用職員の人件費や福祉用具レンタル料などで363万3,000円を計上しております。

次に、地域交流促進事業では、生け花教室に係る費用として、講師謝金や材料費などで31万5,000円を計上しております。

続きまして、人権啓発事業では、各種人権啓発集会への参加旅費や人権啓発協議会などへの負担金と研修参加費、解放文化祭の補助金などで150万4,000円を計上しております。

続きまして、地域交流活性化支援事業では160万9,000円を計上しています。

内容としましては、50ページをお願いします。陶芸教室に係る費用として、講師謝金や材料費など計上しております。

次に、課題対応型支援事業では、給食サービスに係る費用として、調理員の報酬や食糧費などで135万7,000円を計上しております。

最後に、笠置会館管理事業では、笠置会館の施設の維持管理に係る費用として、事務消耗品や通信運搬費、浄化槽管理に係る費用など118万8,000円を計上しております。

以上、人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） ここで休憩をします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。議案第16号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出については1款ごとに区切って質疑を行います。

まずは歳入に関する質疑を行います。歳入に関する質疑通告はありません。質疑はありま

せんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） すみません、歳入の交流施設等の見立てなんですけれども、かなり低設定で歳入予算組まれているんですけれども、これ、維持管理費が130万円ぐらいかかっております。

ページ。ページは15ページ、使用料及び手数料の交流施設使用料。笠置町サテライトワークスペース使用料が1万2,000円、笠置町お試し交流スペース使用料が1万5,000円、笠置町移住・定住プラザ使用料が2,000円となっております。この内訳があまりにも僕は前向きじゃないなと。前例踏襲というのが行政のルーチンだと思いますが、実質経費と収入がかなりかけ離れていると思うんですよ。

大きく出るとは言いませぬけれども、固定経費ぐらいは目標において、来年度はこう取り組むという形の表れがこの歳入、目標だと思うんですよ。そこ見合っていないのはなぜなのかということをお聞きしたいなと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

大きな歳出がある中で、この歳入というのは、実質大きな差が出てきているものとして私も自覚しております。

ただ、大きな展望の中でこういう予算を立てるべきとおっしゃることは重々分かっておるところなんです、現実的にサテライトワークスペースにしても、お試し交流スペースにしても、移住・定住プラザにしても、5年度の使用がなかったところでございます。

ただ、サテライトワークスペースにつきましては、地元さんですか、社会福祉協議会さん、未来づくりセンターさん、それから、今現に総務財政課さんのほうで起業人さんが活動してくれております。年41回は、12月締めなんですけれども、41回使用されております。

ただ、こういった活用はしていただいておりますが、使用料という面では、収入として入ってこないような状況になっています。

したがって、それぞれの施設につきまして、現状、最低限の頭出し金額というような形で、このような金額になっているということで御理解いただきたいというふうに思います。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、理解は本当にしています。町の事業ですとか、笠置町に関わる方々が使っていると

ということも理解はしております。ただ、イニシャルコストでいえば、初めにかけた投資が改修費用で2, 200万円、そして年間で賃料を払い、水道光熱費を払っていると。これに対して、じゃ無料で使える方々だけが満足していただけているのはすばらしいことだと思うんですけども、笠置町の財政を鑑みても、あまりにもかけ離れたものになっているのではないかな。

条例で料金等は設定されていますけれども、これ、やっぱり早期にこの条例も見直して、もうちょっと経費が抑えられるような取組をしてみたいかなと思っておるんですけども、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 経費を抑えるというのは、可能な限り今、減額に努めておるところでございます。

そういった中で、少しでも使っていただけるような、今、お試し交流スペースでございますと、1週間使用を想定した金額となっております。これを短期、1日、2日というのはどうか分かりませんが、短期のお試しという形の料金設定も加えた中で、活用を少しでもしていただけるような設定を検討していければなということで今、考えているところでございます。

またいろいろと御意見を伺った中で検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕がイメージするのは、やはり企業さんに向けて、笠置町というのは学研都市とも近い地域となっております。料金を見直して、サブスクと今言われる料金設定プラン、月極めですね。僕、低料金でもいいと思っているんですよ、数多く営業かければ。笠置町ぐらいの小さい自治体なら、やっぱりベンチャー精神といいますか、ハングリーさを持って努めていただきたいなと。

例えば、賃借料が33万円とか、何十万円とかかかっている施設がこの交流施設でも多いと思うんですけども、3,000円やったら100社、3万円やったら10社みたいなぐらい目標をかけた上で、どんだけ達成できたのか。だから、来年度もこの予算が欲しいというふうな意思表示を含めた予算に反映されるように町の事業が進んでいければなと思いますので、ぜひ御検討いただければ幸いです。

議長（西 昭夫君） 答弁はいいですか、答弁。

5 番（坂本英人君） はい。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

15 ページの地方交付税なんですけど、これが8 億6,000 万円ということで、前年度と比較をして2,000 万円増額計上されております。内訳として、普通交付税が7 億2,000 万円、特別交付税が1 億4,000 万円ということですが、普通交付税は令和4 年度と比較をしますと1 億8,000 万円の増額となっております。また、令和6 年度は骨格予算ということですが、どうして普通交付税を令和4 年度と比較して1 億8,000 万円の増額とされたのか。

また、特別交付税につきましては、毎年1 億4,000 万円が計上されておりますが、令和4 年度の実績では1 億2,993 万6,000 円の収入しかなく、1,006 万4,000 円の歳入欠陥となっておるのに、どうして令和6 年度も同額の1 億4,000 万円を計上されているのか説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 総務財政担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

普通交付税についてですが、結果を言いますと、令和4 年度の最初の当初予算の見積りが甘かったのかなというふうに思っております。今まで5 億4,000 万円ほどの当初の予算計上をそのまま継続して、その当時の担当が見積もったのが、コロナのこともありまして、結果的には7 億円を超える交付があったというところでございます。

それを受けまして、令和5 年度以降、京都府の通知に基づきまして、前年対比を勘案しまして、7 億円を超える予算を見積りさせていただいております。

ただ、この間のお話にもありましたように、歳入欠陥があってはならないということですので、あまり見積り過多になるのはいかなものかというところで、今回7 億2,000 万円の計上をさせていただいております。

京都府の通知では、令和5 年度の前年対比としまして、101.2%ですかね、そんだけの増額を見込んでいるという通知が来ておるんですけれども、5 年度の決算の見込みよりも少し少なめに見積もっているところでございます。

それから、特別交付税につきましては、補正予算のときも申し上げましたとおり、3 月に

ならないと今年度の交付額っていうのが確定しないというところでございます。普通交付税とは違いまして、こちらのほうから特別な事情、省令に載っていないところのその他の事情のところで国のほうに交付税の交付要望をしているところですが、その要望を受けて、どれだけ交付されるのかっていうところが3月にならないと分からないというところでございまして、毎年度これぐらい交付していただきたいというところで、同額を計上しているところでございます。御理解いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

令和6年度は骨格予算ということですので、また町長が替わられるということで、今後は肉づけ予算をされるわけですので、あまり当初から予算を多く見ないほうがいいのかなと思って、次の町長の考えもありますし、そのあたりもありますし、先ほど言いました特別交付税につきましては、実績が予算を下回っているわけですね。そういったものもよく見られて予算計上していただかったなという思いがありますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っています。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、15ページの運動公園の使用料47万8,000円が計上されておりますが、33ページの運動公園管理事業で266万3,000円が計上されております。218万5,000円が赤字ということです。

住民の方の利用も少なく、町外の少年野球のために運動公園を管理しているようなことになっておりますので、町外の方の使用料を改定すべきではないでしょうか。見解を求めます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

御指摘ありましたように、かかっている経費のほうはかなり差があります。条例改正も含めまして、さきに御質問もありました減免っていうところもございまして、近隣に比べましても笠置の運動公園につきましては低い金額となっております、利用される団体はかなり希望があるっていうこともございまして、消費税が変更になったときに増額ということもしておりませんでしたので、見直しについては検討課題かなというふうに認識しております。

時期等につきましては、まだいつということは明言できませんけれども、そういった事情も考慮しながら、見直しのほうは検討していきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

76ページの建設産業課長にお聞きします。この……

（発言する者あり）

6番（田中良三君） あかんのかい、まだ。

（「歳入」「今、歳出言うてる」と言う者あり）

6番（田中良三君） あっ、そうか。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、15ページの笠置いこいの館の使用料12万7,000円が計上されております。その内訳として、ゲートボール場使用料が12万5,000円で、個室使用料が2,000円ということです。

以前、町外の方がいこいの館の個室を利用されたときに、パンフレットを欲しいということだったんですが、パンフレットがないということでした。もっと個室について、いこいの館の利活用について取り組むべきではないでしょうか。お考えを聞かせください。

議長（西 昭夫君） 由本議員、入で3回なので、4回目は指名したんですけれども、あるなら最初に全部一括質疑のような質問のほうは質問回数としてはよかったかなと思うんですけれども。ほかにありますか。ほか、ずっとありますか。

最初に全部言って、これはもう認めます。認めますんで、最初に全部言ってください。

もう一回やり直します。すみません。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、今のいこいの館の使用料の次に、21ページのふるさと基金の繰入金が952万5,000円が計上されております。この基金の5年度末の残高見込額を教えてください。

次に、減債基金繰入金が199万7,000円計上されております。前年度はゼロ円ということでしたが、令和6年度はどのように活用されるのか教えてください。

最後に、23ページの雑入で、施設光熱水費負担分として12万円が計上されております。これは社会福祉協議会がいこいの館の光熱水費の負担ということですが、デイサービスでは

施設貸付料として260万4,000円を負担されているということです。この12万円が適切なのか、詳しい説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 初めに、由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

いこいの館使用料の中で個室使用料、パンフレット等がないのではという御質問でございます。

確かに私も担当させていただきまして、いこいの館がそういった個室利用、ゲートボールも含めまして、そういった活用をしているにもかかわらず、適当なパンフレットなり案内がないということに気になっていたところでございます。

こういったことで、利用を促進していくならば、やはりそういったことは検討していく必要があると思いますし、一定整備する必要があると思います。また検討させていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

23ページ、雑入で御質問いただいた件の回答をさせていただきます。

光熱水費相当分ということで、電気代、水道代合わせましての金額となっております、大体月平均1万円弱ということで、12万円上げさせていただいております。

施設の使用料という、部屋の使用料というところの設定ではなくて、光熱水費負担相当というところでしたので、雑入いうところで上げさせていただきました。

それから、すみません、ふるさと基金の残高ですけれども、今ちょっと手持ちの資料を下で忘れてしまいまして、残高のほうははっきりとお答えできません。後ほどちょっとまた御説明させていただきたいと思います。

減債基金のほうにつきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

私のほうから減債基金についてお答えをさせていただきます。

補正予算のときにもお話をさせていただいたんですけれども、令和5年度の交付税の追加交付の中に臨時財政対策債償還基金費というのがございまして、その分で395万6,000円を積立てをさせていただいたところでございます。

国からの通知にありまして、その分につきましては令和6年度と令和7年度の臨時財政対

策債の償還に充当してくださいという通知がございましたので、その分の令和6年度の分を計上させていただいているところです。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

34ページのいこいの館の修繕……

議長（西 昭夫君） 松本議員、今、歳入。

2番（松本俊清君） ああ、そうか。じゃ、次言うわ。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。

まずは、1款議会費の質疑を行います。議会費に関する質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで1款議会費の質疑は終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。まず、向出議員の発言を許します。通告に従い一括で質疑をしてください。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

通告に基づきまして質問させていただきます。

37ページの総務費の中で、項目としては防災諸費の中で、木造住宅の耐震改修事業が上がっています。この耐震改修事業、なかなか診断の実績も上がっていないと思うんですが、その中で、なかなか進まない状況がある中で、例えば耐震改修の意義について、一定啓発をするようなイベントであるとか、そういう開催とかをされることによって、この事業、推進をしていくという取組も大事なかなと思うんですが、この耐震改修だけではなくて、防災全般とかも含めまして、そういうイベント、啓発等の取組についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） これ、一括になってる。

1番（向出 健君） すみません、失礼しました。

それと、もう一つですが、耐震改修、平均額がいろいろ出ていたりはあるんですが、場合によっては、かなり高額になる場合も想定がされて、そのためになかなか耐震の診断を

受けた場合でも、実際に費用負担が高過ぎるということで、なかなか困難な状況があるのではないかと思います。

そうした中で、耐震改修の費用、建築業者とか専門家とかも相談をされまして、比較的安価な方法の開発とか、そういうことも踏み出していくことが大事ではないかと思いますが、その点も含めて質問をさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

耐震改修の事業ですけれども、おっしゃるとおり、町のほうに診断、それからお問合せはありましたけれども、実際改修をするための補助金の交付というのは、もうここ数年何もない状況でございます。

昨年11月19日ですけれども、こちら、京都府のほうが主催いたしまして、高の原イオンのほうで耐震促進フェアというものを開催いたしました。職員のほうも当日、相楽郡、木津川市の職員がそこに行って、啓発活動を行ったところです。

京都府さんのやられているところに参加させていただきましたということですが、今後、おっしゃっていただきましたように、避難訓練も実施については、いろいろと進めないといけないこともございますので、そういう機会を利用した中でのイベント開催、啓発というところは必要やないかというふうに認識しております。

それから、耐震改修の費用の件ですけれども、現在、町のほうで改修、それから耐震診断士の派遣に関しましては、国なり京都府さんの要綱に従いまして補助金の設定をしております。

耐震診断士の派遣といたしましては、予算5万2,000円を計上しておりますが、この派遣に関しましては、総額大体5万5,000円と見まして、個人負担が3,000円のみ負担というところです。それ以上にかかるというところにはなっておりませんので、まず耐震診断受けていただいて、自分の家が丈夫なのかどうか、耐えられるのかというところも確認できるのではないかというふうに思っております。

改修の費用ですけれども、設計と工事の5分の4というところで、100万円を上限で補助金を交付させていただくこととしております。

こちら、改修となりますと、大きな、もっと大きな金額になるということも御指摘あったところがございます。ただ、簡易改修というところで、40万円を上限にしておりまして、

これは50万円以上の経費の5分の4で40万円の限度の補助なんですけれども、例えば耐力壁と言われる壁を設置したり、筋交いを設置する。また、屋根瓦を軽量化するというふうなことに對しても補助金を出させていただきます。

また、一部の部屋だけを強化するというようなシェルター、これ、ちょっと難しいところはあるかもしれませんが、それに対しても30万円の補助というところにしておりまし、今、町のほうで検討しておりますのが、来年度、令和6年度で導入できたらというふうに考えておりますのが、家屋の中の耐震が難しい建物の除去に係る分ですね。危険と思われる家屋の除去というところにも補助金出せないかというところで検討しているところです。

今言いましたように、簡易な改修というところ、この庁舎のほうでも、窓を多いところを壁にしたというところもございますので、簡易改修というところでしたら、40万円の補助もあるというところで、こういうところも含めまして啓発をした中で、利用が上げればというふうなことも考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 傍聴者に申し上げます。電源を切るか、マナーモードをお願いします。

ほかに質疑はありませんか。総務費に関してほかに質疑ありませんか。2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

先ほどちょっと言うんですが、34ページのいこいの館の修繕料ですか、30万円。これ、出ているんですけれども、これ、ちょっとしばらく詳しく説明してもらいたい。いうのは、令和4年、5年、6年と同額の金額が計上されているんですね。30万円はどういうところに使われるのか、内容をちょっとお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置いこいの館管理運営事業における修繕費は、これまでも合併浄化槽の水中ポンプの修繕や吸収冷温水機の修繕に活用してまいりました。令和6年度も同様に、突発的に発生し、緊急に対応が必要となる小修繕に対して予算を計上しているところでございます。

修繕内容につきましては、令和4年度は合併浄化槽汚水汚物用の水中ポンプ修繕及び調整ポンプ槽フロートスイッチ修繕で25万4,100円、令和5年度は吸収冷温水機バーナー用のフレキシブルホース修繕や合併浄化槽の調整ポンプ槽起動用フロート修繕で29万2,500円の支払いを予定しております。

予期せず、なおかつ至急に対応が必要なものにつきまして、基本30万円で計上しているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2 番、松本議員。

2 番（松本俊清君） 2 番、松本です。

そうすると、便所、手洗い、今、使用不能になっていますね。それはこの修繕代からは出ないんですか。どういうことなんですか、そういう点は。

というのは、社協が入っているとき、あれは便所つきだと思うんですね、事務所やるとき。そうすると、これは町が出すのか、社協が出すのかという基準があるはずですよ。賃貸契約書の中でうとうとありますね、負担はどうするかと。1 2 条ね。だから、どちらが原因で便所の修理されるのか、その点、見解を教えてください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

修繕につきましては、今、見積り等を取った中で、対応できないかどうか、今検討しているところでございます。施設は、基本的には町の管理物ですので、トイレの修繕等に対応してけるものと、していかなんものというふうに考えております。

言われているような分担につきましては、またちょっと検討させていただいて、また今後、対応してくることになるかと思えます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2 番、松本議員。

2 番（松本俊清君） 2 番。

理由は何であれ、やはり非常に洗面所、大概止まっているんですよ、便所も。早急に対応してもらいたい。だから、それがこの予算に入らなかったもので、この修繕が30万円という形になっているので、お聞きしただけです。

新たにまた早急にやってもらえば結構ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

今の34ページの笠置いこいの館の管理運営事業費で1,123万8,000円が計上されております。

笠置いこいの館が休館して数年が経過しておりますが、その間、多額の公費が投入されてきました。町長は就任以来、いこいの館を再建するということでしたが、この3月で任期が満了し、退任するとのこと。それなのに、令和7年度中にいこいの館を再建するということです。

令和5年5月臨時会において、町長は令和6年度からデイサービス部分の空調電源の分離

作業を行いたいということで、準備を行っていると言われ、また社会福祉協議会についても、基本的には年度内に移転をしていただくという発言をされておりましたが、これらのことは今回の予算にどのように反映されているのか説明を求めたいと思います。

それと、次に36ページ、地域活性化起業人事業で380万円、前年度と比較をしますと740万円の減額となっております。これは、いこいの館起業人1名の半年分の人件費と伺っておりますが、この起業人を雇用して、どのようなことをしていくのか説明を求めたいと思います。

次に、37ページの防災事業の木造住宅耐震改修事業で145万2,000円が計上されておりますが、前年度と比べて30万円の減額となっております。今年能登半島地震が発生し、この事業はとても重要だと思いますが、この事業の内容の具体的な説明と、住民に対してPRをするべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域活性化起業人の今後どのように活用といいますか、活動していただくかというところでございます。

地域活性化起業人は、一日も早いいこいの館の再建を目指すために、これまで今年度の調査結果に基づく再建案の提示や再建方針への助言、また町の方針に基づいた具体的な再建改修計画案の作成及び改修事業の実施を具体的に進めてもらうために、4月からその業務を行っていただくために予算を計上しているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問ありました防災事業の耐震改修ですけれども、令和5年度の当初予算におきましては、先ほど向出議員のときにも御説明させていただきました本格改修の100万円、簡易改修で1件の40万円、それからシェルターの30万円ということで、170万円の計上をしておりましたが、本年度はそのシェルター部分を抜いております。

今後につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、除去に係るものというものを含めた中で、補正なりの対応をさせていただけたらというふうに思っております。

啓発が足らなかったというところはもちろんですので、新年度に入りましてから、チラシ等、補助事業があるということをお知らせさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

いこいの館から社協を立ち退いていただくということを考えておったんですが、3月末までに調整ができませんでした。今後については、次の新しい町長さんとちゃんと引継ぎをした上で、どのようにされるのかお話決めておきたいと思います。どうも申し訳ないです。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長、1つ目の質問にも答えてください。空調の電源分離。

町長（中 淳志君） 由本議員の電源分離の話でございます。

空調については、まずどの程度の費用がかかるのかということで、担当課のほうで調べていただいております。ちょっと報告受けてないです。

完全電源分離の話になりますと、これは関西電力との契約の話があるので、キュービクルを設置して、また完全に部屋を遮断しないと、キュービクルは2基置けないということらしいので、それについては不可能やと。

電気代の分については、子メーターを設置するというので、処理というか、作業は終わっているというふうに認識しております。

7年度までという話ですが、7年度までに再開できるように、今後継続した改修計画というのをを出していただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にありました空調の電源分離につきまして、今、町長のほうから回答があったんですけども、この事業につきましては、課内のほうで見積りを取った中で、いろいろ費用面について検討してまいりました。町長にも当然その見積りのほうをお見せさせていただいて、検討した結果、予想外のやはり費用がかかるという中で、これはやはり処理していけないやはり金額であるという結論の中で、これまでの実績を基に案分していくほうが効率的にも費用面でも正しいのではないかという判断の中で、空調の電源分離については断念したところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時50分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長。

町長（中 淳志君） 先ほどの私の答弁、ちょっと誤解もありまして、訂正をさせていただい

た上で、ちょっと取消しをしたいと思います。

先ほど由本議員のお話の中でありましたエアコンの分の電源の分離作業を進めたいというお話をさせていただいておりました。

実際、担当課のほうで見積りを取っていただいて、私が最初思っていたよりも非常にたくさんさんの機器を設置しないといけない。しかも、それはかなりの高額になるということを報告受けまして、ちょっと実際問題、そうした形での空調の分離っていうのが非常に難しいということになりました。そういう結論が出ております。

したがいまして、空調の分離ということについては、今のところ断念させていただいたという状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

町長、もう 3 月で任期が満了しますので、あんまり言ってもしょうがないんでしょうけれども、福祉協議会の移転の件だったり、今のデイサービス部分の空調電源の分離の件というのは、安易に発言をしないでいただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、地域活性化起業人を採用して、いこいの館再建に向け、現状、現況の把握に努め、補助金等を活用した資金の調達や改修計画骨子の作成を 3 月末までに業務に従事するという事で、事業やコスト面では、1 月末までに収支算出するということでしたが、その収支算出の結果はどうだったのか、また地域活性化起業人の方の意見や考え方はどのようにこの予算に反映されているのか説明をお願いしたいと思います。

37 ページの地域活性化起業人活動補助金が 100 万円計上されております。令和 5 年度で減額補正をされると思います。本当にこの補助金 100 万円が必要なのか説明をお願いしたいと思います。

次に、防災事業で、京都府は能登半島地震を受け、24 年、25 年限定で木造住宅の耐震改修に対する補助事業に補助額を拡充するということを発表されております。笠置町でも積極的にこの事業に取り組むべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御質問いただいております防災関係のほうについて答弁させていただきます。

京都府さんのほうも、この耐震改修につきましては、かなり本当に今年に入りましてから力を入れておりまして、先ほど除去というところも説明させていただきましたが、それにつ

いても町のほうでも取り組みたいと思っております。

京都府さんの制度改正を受けまして、うちのほうでも拡充して、住民の皆さんにPRしながら取り組んでいただけたら、補助金の活用していただけたらというふうに考えております。

今現在、どのような要綱でというところがまだ把握できておりませんので、新年度に入りましたらすぐにでも取りかかるようにさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年度の起業人の成果につきましては、今、起業人のほうで取りまとめているところでございます。この成果の結果は、次回のいこいの館運営対策特別委員会のほうで報告される予定となっております。

また、今年度予算につきまして、起業人の意見を反映されているのかというところでございますが、現に今年度につきましては、あくまでも骨格ということで、いこいの館の維持管理、最低必要な維持管理のみとなっておりますので、特に起業人の意見は反映されていないところでございます。

最後に、企業人の活動補助金につきましては、必要なのかと、その額が必要なのかということでございます。

あくまでもこれは国の基準に基づいた額の提示でございます。その中で、不要となったものにつきましては、令和5年度の補正予算同様、減額という対応にさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

防災事業で、町営住宅については、有市団地で耐震工事が行われておりますが、奥田団地は昭和28年に建築され、後谷団地は昭和37年に建築をされております。入居者の方がこれらの事業を望まれた場合は、どのようにすればよいのでしょうか、お尋ねします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問ですけれども、町営住宅に関しましては、建設産業課のほうでの事業実施になると思っております。

耐震診断士の派遣にいたしましても、町所有の建物となっておりますので、こちらはまた建設産業課のほうの所管になるかなというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町営住宅の耐震の関係でございますが、現在、有市団地と奥田団地の一部については、耐火附属の住宅がございまして、そちらにつきましては、耐震改修等を行っておるところでございます。

由本議員おっしゃられたように、ほかの木造住宅につきましては、現在、耐震改修ということは予定はしておりませんが、ちょっと使用者の方からの御要望等、御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

予算書の31ページのホームページ管理事業についてお尋ねをいたします。

事前の総合常任委員会での説明では、見にくいところや検索しにくいところもあるけれども、現状でいきたい旨の説明をお聞きをしていますけれども、やはりそういう点認識されているのであれば、何らかの対応をすべきではないかというふうに思います。

説明の時点では、住民から何らかの反応や声があったら対応したいという趣旨の説明ではありましたが、問題が分かっているのであれば、やはり何らかの改善策を考えていくべきではないか。骨格予算なので、これからという考えもあるのかとは思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

ホームページにつきましては、令和5年度でも必要ではないかということで、一応予算のほうも検討したところではございますが、その下のシステム使用料、情報発信強化というところで、LINEの機能を付加させていただきまして、プッシュ型の通知なりも実施できるというふうに思っております。

この本体のホームページの内容が、そのままその内容を一部LINEのほうでの発信ということも可能になってきますので、改修も、説明させていただきましたとおり、必要という認識はずっと持っておりまして、何かしらできたらとは思っておりますが、まずLINE、来年度から本格実施していきますので、そちらの方でまず補充といいますか、それを補えたらというふうに考えております。

議員もおっしゃっていただきましたように、住民さんの見にくいというお声もまたあるか
と思いますので、今後、十分庁内のほうで各課とも検討しながら進められたらというふうに、
改修が可能かどうかというところを考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで2款総務費の質疑を終わります。

ここで休憩に入ります。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3款民生費の質疑を行います。まず、坂本議員の発言を許します。通告に従い一括
で質疑をしてください。

5番（坂本英人君） 55ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費について、こども計
画策定事業についてですが、笠置町が考えている……

議長（西 昭夫君） 坂本議員、ごめんなさい。その前に、ごめんなさい。もといでいいです
か。ごめんなさい。

5番（坂本英人君） はい。

議長（西 昭夫君） すみません。

5番（坂本英人君） 全く問題ないです。

議長（西 昭夫君） すみません。

その前に、午前中の由本議員の質問に対する答弁の補足がありますので、すみません、総
務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） すみません、失礼をいたします。

午前中に歳入のところで由本議員から御質問がありまして、資料を持っていなかったとい
うことで、答弁できなかったふるさと基金の令和5年度の残高についてですが、令和5年度
末、これは令和5年度のいこいの館に係る経費に充当する財源の確定ができておりませんの
で、概算というところでお許しをいただきたいんですけども、5年度末の残高で
2,900万円と見込んでおります。

今回、当初予算での繰入れを入れますと、令和6年度末につきましては1,900万円の
現在高になるかな、残高になるかなと思っています。

一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、このふるさと基金につきましては、抜本的な改正、見直しが必要かなというところがございます。

基金も残り僅かになってきておりますので、その改正につきましては早急に考えていきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 坂本議員、失礼しました。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

55ページの民生費で、児童福祉費、児童福祉総務費についてお聞きします。

こども計画策定事業について、笠置町が考えている計画の柱は何でしょうか。

議長（西 昭夫君） 一括で。

5番（坂本英人君） 次もええのかな。衛生費や。

議長（西 昭夫君） 民生費や。すみません。

5番（坂本英人君） そうやろう。

議長（西 昭夫君） うん。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

こども計画に関しましては、予算の説明でも言いましたように、令和5年4月に施行されたこども基本法により、町の子供施策についての計画を定めることが努力化されたものに伴い、新たに策定するものでございます。

策定に当たりましては、国で定めたこども大綱、それから都道府県の計画を勘案して定めるようにということで国のほうも発言しております。

町といたしましては、今後の国や府の動向を注視しつつ、その計画の内容等を検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今年度の主たる事業内容として、アンケート調査を実施するというふうになっておるんですけれども、笠置町が定義する子供の年齢、実年齢というのは、何歳から何歳までを子供という定義で収め、どのような子育てが笠置におけるベストなのか。それが京都府、子育て日本一目指しておられます。その中で、笠置町、京都府で一番人口が少ない町ではございますが、どういうふうに子供が育っていくことを行政として望まれているのかお聞きしたいなと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

子供の年齢ですね、考えている定義する年齢というのは、やはり民法でもありますように、18歳以下ではないのかなというふうに考えております。

それから、どのように子育てを進めていくのがベストだということですが、やはり前回つくった子ども・子育て計画にもありますように、子供は宝であるということから、地域全体で応援していけるために、いろいろな施策を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

本当に人口が減って、いろいろなことが考えづらくなってきたりとか、支出と収入が見合わなくなってくることがたくさんあるかと思うんです、これから先もね。そんな中で、やっぱり子供が宝だと思うという行政が示すこのこども計画ってすごい大事になってくると思うんですよ。

例えば、先日も子ども食堂のほうに参加させていただいたんですけれども、そこに今、1歳になる少し前ぐらいのお子さんが来ているんですけれども、泣こうが、笑おうが、みんな笑顔なんです。これがやっぱりすばらしいなと。久しぶりに、僕の子供も、もう次、中学生になるぐらいなんで、僕としても、もうそれぐらいの子供を持つことがないんですよ。それを見たときのあのみんなの笑顔が、やっぱりこれ、ほんまに宝やなと思ったんですよ。

中学生にしても、今年度、木津高や、そして桃山高校、うちの娘で西京高校に合格したんですけれども、笠置の子供、人数へっても、一生懸命外と勝負しに頑張りに行っているんですよ。だから、本当に笠置で生まれた子供たちの可能性が、人口や財源やみたいなネガティブに負けることのない計画をつくってほしいなと思っていますし、今、子育て大変なお母さんが、本当に行政あってよかった、笠置町やからよかった思ってもらえる、コンサルティング任せにならない計画をぜひつくっていただきたいと思いますので、その辺、どうお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

コンサル任せにならないようにということで、コンサルに委託するについても、自分たちが持っていないノウハウであったりというのは、やはりその部分についてはコンサルにお願いする部分があるのかなと思いますけれども、やはり言われているように、中身については、

積極的に行政なり、またいろいろなアンケートや基礎調査を通じて検討していけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

55ページの児童公園の維持管理事業で87万円が、前年度比3万6,000円の増額となっております。今回新たに消耗品費で8,000円、修繕料で3万円が計上されておりますが、そのあたりの詳しい説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

児童公園の維持管理費用ということで、わかさぎ公園と児童館下の公園の草刈り業務であったり、トイレ清掃の費用を入れさせていただいております。

それから、今回上げさせていただいた消耗品については、防さびスプレー等を購入させていただいて、それを使わせていただくところでございます。

それから、修繕料につきましては、それぞれの公園に対しての突発的な修繕に対して対応するために、今回3万円を計上させていただいたところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私、以前に指摘をさせていただきましたわかさぎ公園の入り口のところの看板、これがもう判読ができないということを申し上げたんですけれども、そういったあたりの修繕とか、中ですね、タイヤのものがあったりとか、何か記念碑が壊れていたりとかしているんですけれども、そのあたりはどう考えておられるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員から御指摘いただいたタイヤであったり、それから記念碑の看板が倒れていたりとしたものについては、昨年度、職員のほうで対応させていただき、タイヤについては、抜いたりとかして対応させていただきました。

それから、公園の看板につきましては、議員おっしゃるように、判読しがたいというところですので、今回、突発的な修繕というふうな形で3万円計上させていただいておりますけれども、その中で対応できるものについては対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

やはりこのわかさぎ公園は、駅にも近く、河原のキャンプ場の降り口でもありますので、やはり町内外からの方が利用されると思うんですね。そういったあたりで、年間、やっぱり草が茂っていて利用ができないような時期があると思いますので、そのあたり、もう少し草刈り等していただいて、管理のほうをよろしく願いをしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。3 番、大倉議員。

3 番（大倉 博君） 大倉です。

51 ページのですね、再三言っていますけれども、鉄道運賃の助成事業なんですけれども、これも何年ももう昔から 16 万 5,000 円。何も増えてない。関西本線が本当に維持ができるかどうかというね、笠置町として本当に関西線の維持のために何をやっているのかということをお願いしたいということを何遍も言っているんですけれども、そのまま 16 万 5,000 円。骨格予算もあると思うんですけれども。

そして、35 ページには、もう済みましたが、関西本線の利用促進事業とかありますけれども、別これ、何も、本当に関西本線のために何をやっているか。これは会議とかそんな予算だけでね。だから、唯一これ、鉄道運賃を助成、16 万 5,000 円、これ、もう 10 年来同じな数字ちゃいますか。

本当に真剣にね、関西本線がなくなれば、少子高齢化等に、その辺再三言っているんですけれども、お願いしているんですけれども、何もこのままの数字なんですよ。いかがですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

鉄道運賃助成事業につきましては、これまでも大倉議員はじめ、ほかの議員から見直しであったりとかいう御意見を伺っております。

それから、保健福祉課で計上させていただいておる鉄道運賃助成事業については、高齢者の負担軽減と、及び鉄道の利用促進ということで、現在は 70 歳以上の方、それから年間 6 回の補助というような形でさせていただいております。

今回、昨年同様の内容でどうなんだという御意見でございますけれども、この件につきましては、新たな新町長の方針も伺って、内容については検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。まず、坂本議員の発言を許します。通告に従い一括で質疑をしてください。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 62ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費についてお伺いいたします。

ごみ処理の広域化検討事業についてお聞きします。笠置町が考えているごみ処理の理想はどのようなものでしょうか。

人口減少が著しい笠置町ですが、本事業に係る大規模な支出が懸念されます。私は民間事業者が参入できる仕組みが理想だと考えますが、笠置町はどのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの坂本議員のごみ処理広域化検討事業についてお答えさせていただきます。

笠置町が考えているごみ処理の理想についてでございます。

まず、ごみにつきましては、混ぜればごみ・分ければ資源という考えでおります。ごみをごみとしてではなく、資源として出していただくことで、再利用できるような仕組みというものをつくっていき、ごみの量を抑えることこそごみの処理の理想であるという、その原点があるというふうに考えております。

続きまして、人口減少が著しい笠置町において、PFIなどの民間事業の参入できる仕組みについて御質問いただいたかと思います。

こちらにつきましては、平成31年の環境省通知に広域化、集約化の必要性が記載されております。その中で、PFIの手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携により、施設整備と廃棄物処理の効率的な事業となるように努めることが必要であるというふうに記載されており、交付金を活用して施設を整備する際には、この導入の検討を行うようにというふうに要件となっております。

こういったことから、笠置町としても、この民間事業の参入できる可能性というのは検討するべきだというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

本当にここは人口が減っていて、住民が出すごみの量が減っていくと。その中で、初期投

資が大きくなって、それが少ない排出量のごみ処理量に加算されていくとなったら、分母と分子がかなり変わってくるじゃないですか。その中で、住民負担を大きく強いるのはなかなか難しいと思っているんですよね。だから、なるべく本当にイニシャル、初期投資をそれだけ下げられるかというのが、今回僕が一番重要視しているところなんですよ。

今入っている市町村の中でも、一番うちが少ないというのが明確化されているので、もう少しこれが話が進んできたら、そっちの不安ばかり住民さんが思うような時期が絶対に来るはずやと思っているんですね。

ですんで、行政としてできる初めの仕事は、笠置町の方針、在り方で、どうすれば住民さんも納得して、理解して、ごみが安心・安全に排出できるというふうな環境をつくるのが多分一番手前で必要なことだと僕は思っています。

ですんで、人口は小さいですけども、負担金出すのも一緒。条件はみんな一緒で出せるはずなので、この一丁目一番地ってよく政治で言われる部分をね、いかに自分たちの思いを込めて、住民さんの思いを乗せて交渉に当たれるかというのが焦点になってくると思うので、ぜひぜひ住民の負担が少ない、そしてサービスが低下しない、そこがどこにあるのかということ行政でしっかり考えてもらって、各市町村に訴えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。農林水産業費に関する質疑通告はありません。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

65ページの林道維持事業で732万円、前年度比で146万8,000円の減額となっております。阿蘇林道の維持管理が特に必要ではないかと思うんですが、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

阿蘇林道の維持管理についてでございますが、これまでは職員の巡回と草刈り等において維持管理をしております。まだなかなか職員だけの手では正確といいますか、適正な維持管理にはなっていないかなという現状があります。

令和6年度予算には阿蘇林道独自の予算というのは反映できておりませんが、肉づけ予算等で可能な限り予算化してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

なかなか職員だけでは維持管理というのは大変だと思うんですけども、今回は14万8,000円を予算を減額されているということです。そういった予算を活用していただいたらいいかと思うんですけども、加茂笠置組合で、加茂町から鉄塔のところまで徒歩での通行が可能なんです。その先、阿蘇林道まで通行ができないような状態です。阿蘇林道の維持管理がもう不十分だと思うんですけど、この維持管理について、先ほど課長のほうもおっしゃっていましたので、積極的なまた取組のほう、よろしくお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 由本議員、いいですか。

7番（由本好史君） はい。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

この森林環境基金事業で550万円強が積み立てられていますけれども、これは何のために積み立てているお金ですか。何に使うため、目的は。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

森林環境基金事業でございます。550万8,000円につきましては、京都府譲与税の令和6年度の見込みにより550万8,000円を予算化させていただいております。

内容につきましては、一昨年ほど前から町内の森林整備計画にのっておらない、早急に手を入れたほうがいい、災害等起こらないために森林整備を目的に、現在、サポートセンターをお願いして、現地確認、測量、森林所有者さんに意向確認をして、町のほうで森林整備をするという形で森林整備を行っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

68ページ、商工費の産業振興会館費、正面玄関の内側の自動ドアのセンサーがかなり傷

んでいるんですよ。今月の18日に育成協会さんが主催されているイベントがありまして、そこで結構来場があったんですけども、内側のセンサーが外側から入るときに、もう真下に行かないとセンサー利かないんですよ。どうなるかといったら、1人目入って、すぐ連なって入ろうとしたときに、ほんまに挟まるんちゃうかというタイミングで閉まるんですよ。もうこの日は内側の電源切ってもらって、開けっ放しで対応させてもらったんですよ。もう事故が起こっては駄目だと思ったんでね。それぐらい危険なんですけれども、産業振興会館は維持管理計画、いつ立てましょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

産業振興会館の自動ドアのことについてでございます。申し訳ございません。私、そういう状態であることは認識できておりませんでした。そのことにつきましては、先ほどもおっしゃっていただきましたように、安全確保をまずした中で、対応を至急検討したいと思います。

産業振興会館の計画につきましては、今、具体的にどうこうということは考えておられないところなんですけれども、そういった点も十分検討していかならん中身であるということとで認識しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

産業振興会館も築年数なかなかたっていると思うんですよ。ここはどんどん多分傷みが激しくなってきたりとか、想定外の事故が起こりかねない状況になってくるのかなと。雨漏りも見受けられるような天井の染みも多く見られます。建てたら、責任を果たしていかなあかんということがあると思いますので、行政として必要な手だてを考えていただいて、安全・安心に利用できる産業振興会館であっていただきたいなと思います。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

67ページの観光費なんですけど、令和6年度はイベント事業が全く計上されていないということです。桜まつりはどのようにされるのか、また四季彩祭実行委員会はどのようにしているのかお聞かせください。

それと、68ページの観光協会補助金が50万円計上されております。河原のごみ、し尿の処分費ですね。これをどのように検証され、50万円を計上されているのか説明をお願い

したいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

桜まつりについてでございます。

桜まつりにつきましては、令和6年の桜まつり、2024桜まつりにつきましては、3月30日の開催を予定して、今、準備を進めているところでございます。

次年度の分につきましては、町長が替わられるということですので、新たなイベントについては、一切今回計上をしておらないところでございます。一旦桜まつりについても、次の開催については白紙としておるところでございます。

四季彩祭実行委員会の件についてでございます。

四季彩祭実行委員会につきましても、現状、町長が会長を務めております。そういった関係で、町長が替わられるということは、白紙とは言いませんけれども、四季彩祭実行委員会の会長が替わられるということにもなりますので、イベントは一旦予算計上しておりませんので、もう一度改めて皆さんと一緒に諮っていくというようなことになるかと思えます。

3月の最初に実行委員会もございますので、そういった点は、また一定実行委員会のほうで整理もされていくかというふうに考えております。

最後に、観光協会の補助金でございます。

観光協会の補助金といたしましては、今年度の活動状況等を確認した中で、予算計上をさせていただきます。

近年のアウトドアブーム、キャンプ人気も一定落ち着きを見せまして、一時期のような爆発的な集客にも変化が見られております。本年度は夏の猛暑の影響もございまして、7月後半より8月はキャンプ客が非常に少ない時期が見られました。また、6月と8月に大雨、冠水によりキャンプ場の閉鎖や利用区域の制限など、これまでのような集客ができていない状況でございました。

観光協会からの報告によりますと、4月から12月までのキャンプ場の利用者が7万4,358人、令和4年度の同じ時期と比べまして1万7,643人の減少、対前年で19.2%の減との報告でございます。

また、今年度は、台風等の大雨の影響によりまして、2度もキャンプ場が冠水し、土等が流されるといったことが起きました。観光協会はその修復に着手されております。

こういったことなどを考慮いたしまして、補助金につきましては、家賃代と事務所維持に

係る経費の相当分ということで補助することが必要として、前年度と同額の50万円を計上しているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そしたら、先ほど4月から12月が7万4,000人ということですが、1月から3月の分はどれぐらいだったのか。

それと、河原のごみ、し尿の処理費用、町が負担している分はどれぐらいだったのか、そのあたりを教えてください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 集客につきましては、1月から3月分はまだ現状としては報告は受けておりません。

それから、ごみの負担分等ですが、それは私のほうはちょっと認識をしておりません。申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） どうか答えられるところはあるの。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問の中で、観光協会のごみの量のことで御質問があったかと思います。

観光協会のみとしては、今現在はちょっと把握できる資料は持ち合わせてはおりませんが、1月から3月ではなくて、令和4年度1年間のごみの事業系のごみに係る総量でしたら、全体の約22.2%が事業系のごみというふうになっておりおます。観光協会だけという数字は、ちょっと申し訳ないですけれども、こちらでは把握できておりません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本委員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この河原のごみ、し尿の処理費については、ごみ関係は連合のほうでも料金の改定をされておきませんので、やはり100万円近く町民の負担となっていると思うんですね。し尿のほうにも同じような額が町民の負担となっておりますので、その辺を前から問題視しておりますので、そのあたりをちゃんと把握されて、検証した上で、観光協会の補助金を出すべきだと以前から申し上げておるんです。そのあたり、しっかり検証していただくようお願いをしておきます。

議長（西 昭夫君） 答弁はいい。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

71ページに道路橋梁費で向阪の立ち退きをされたところの道路について、前は何か養生しているというような説明があったかと思うんですけども、今回はこの予算にそういったところの予算は計上されているのか説明をお願いしたいと思います。

それと、73ページの住宅管理費について、以前から後谷団地内の水路の改修が必要であると思います。後谷団地の水路は家庭の雑排水が流れており、この水路に穴があって、この雑排水が住宅に流れ込んでおります。入居者の安全・安心、また環境面からも早急に改修工事が必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、向阪の件でございます。

令和6年度につきましては、骨格予算となっておりますので、向阪の件で新たに予算というのは組んでおりません。令和5年度までは一定養生期間等見させていただきましたし、令和6年度以降にまずどのような内容でできるかというのをしっかりと固めて、住民さんに理解を得ながら、令和6年度以降に予算化を考えていきたいと考えております。

もう一件、後谷の水路の改修の件でございます。

以前にも由本議員に御指摘いただきながら、現在、改良できてない状況でございます。こちらのほうにつきましても、生活雑排水ということでございますので、環境面に配慮して、早急に検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

向阪のところについては、計画を立てられて、スケジュールをちゃんとしていただいて、付近の住民の方、やっぱり不安に思っておられると思いますので、そのあたり、説明をちゃんとしていただくようによろしくをお願いしたいと思います。

また、後谷団地のほうについては、やはり家庭の雑排水が入ってきておりますので、入居者の方の衛生面の面からも、早急に事業のほう、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁は。

7 番（由本好史君） あるんですか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

向阪の件につきましては、ある一定、令和6年度にしっかりとどのようなふうに変更するなど、しっかりと固めた上で、近隣住民さんに理解を得ながら、スケジュールを確立させていきたいと考えております。

後谷水路の件につきましても、早急に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

教育費、75ページのほうで、広域連合への負担金が昨年と同額の額が計上されております。連合に聞きましたら、連合で職員を雇用して、笠置町から派遣している職員を1名減にするということで、641万4,000円が連合のほうで減額をされて、その結果、笠置町の負担金が750万円増えるということなんですが、これ、同額で計上でよろしいのでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、由本議員の御質問いただきました相楽東部広域連合の教育費分の計上ですけれども、この予算、うちの当初予算の調製時にまだ連合の予算が固まっておりました。おっしゃるとおり、本年度、令和6年4月1日付で連合として職員採用することになっておりまして、それが教育委員会に配置されるということも聞いております。ただ、言いましたように、うちの予算計上までに向こうから提示と金額というのが間に合いませんでしたので、一旦同額で計上させていただいております。

この教育費については、衛生費につきましては、事前に数値も聞いておったので、その数

値を反映させたものとなっておりますが、ヒアリング後変更があったりして、言いましたように、確定ができておらなかった部分については、前年同額とさせていただいたところです。今後確定しましたら、いずれかの段階の補正予算において調整させていただきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

連合のほうで笠置町のこの人件費が令和6年度は445万7,000円ということをつかんでおられますので、そのあたり、連合と密になって予算を計上していただきたいと思うんです。

やはり笠置町って、その750万円というのが少ない額ではないと思いますので、そのあたりのところをしっかりと連携を取っていただきたいということをお願いをしておきます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで10款公債費の質疑を終わります。

次に、11款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで11款諸支出金の質疑を終わります。

次に、12款災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

この災害復旧のこのやつは、公共土木って出ていますけれども、私有地で小谷さん宅の前の崩れたやつをブルーシート張ってくれはっているけれども、めくれかけているし、これ、多分工事は京都府土木工営事務所の工事やと思うんですけれども、こういうのは笠置町は全然タッチしないんですか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

民地に係るものにつきましては、基本的には個人さんにお問い合わせをいただけないとは考えております。

ただし、町道等公共に影響が出るものについては、応急的に対応することもあるかと思いますが、おっしゃられているような案件については、まず個人さんでの対応が必要になってくるであろうと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） 民有地でも、大きい災害やったら、砂防堰堤とか造らありますやろ。ちっさい災害の場合は、区有地で止めているところとか、いろいろなところがあると思うんですけれども、いや、それでブルーシートは笠置町張ってくれはってるけれども、そやけど後で確認してくれてはりますか。半分めくってかけてますや。やっぱりまた次のこと考えたら、きれいにシートもしたかんて駄目ですので、よろしく。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで 1 2 款災害復旧費の質疑を終わります。

次に、1 3 款予備費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで 1 3 款予備費の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 1 6 号、令和 6 年度笠置町一般会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 1 6 号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 1 6 号、令和 6 年度笠置町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 2、議案第 1 7 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第 1 7 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件

につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、御了承ください。

令和6年度につきましては、令和5年度と大きく変動するものを説明させていただきます。

なお、国民健康保険税につきましては、次年度も保険税の据置きとさせて計算させていただき、算出しております。

7ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、前年度より97万6,000円の減額で、2,223万5,000円としています。こちらは被保険者減によるものです。

8ページをお願いします。

4款府支出金、1項府補助金、本年度予算額1億8,703万9,000円、前年度比937万3,000円の増額。歳出の療養諸費及び高額療養費等に係る経費のほか、特別調整交付金分を計上しております。

続いて、歳入について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、備品購入費で50万3,000円を計上しております。保険者ネットワークセキュリティー機器の更改によるものです。

2款保険給付費、1項療養諸費で、前年度比220万1,000円を減額し、1億4,222万6,000円を、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で117万8,000円を増額し、1,994万4,000円を計上しております。令和5年推計を含めた3か年平均に医療費の伸びを上乗せして計算しております。

次に、14ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分で3,634万8,000円、2項後期高齢者支援金等の1,130万7,000円、3項介護納付金分の428万円、これらにつきましては、京都府から示されました市町村国保事業費納付金の試算案額でございます。

15ページをお願いします。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金100万円を計上しております。例年1,000円を計上しておりましたが、決算で繰越金が発生していることから、歳入で計上いたしました繰越金と同額を積立金として計上いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君）　これから質疑を行います。議案第 17 号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 17 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 17 号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第 17 号、令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君）　日程第 3、議案第 18 号、令和 6 年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君）　それでは、議案第 18 号、令和 6 年度笠置町介護保険特別会計予算の件について御説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、御了承ください。

まず、歳入の部でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料では、被保険者約 621 人を対象に特別徴収、普通徴収合わせて 4,881 万 4,000 円を計上させていただいております。

3 款国庫支出金では、1 項国庫負担金で 4,488 万 9,000 円、2 項国庫補助金で 2,134 万 2,000 円を計上させていただいております。介護給付費や地域支援事業の国の負担分となっております。

8 ページでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金では、2 号被保険者の負担分として

6, 943万1, 000円を計上いたしております。

5款府支出金では、1項府負担金で3, 731万2, 000円、2項府補助金で258万9, 000円を計上しております。国と同様に、介護給付費等の府負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、介護給付費の町負担分や事務費に関する費用などで、合わせて4, 400万1, 000円を計上しております。

2項基金繰入金では、1目介護給付費準備基金繰入金で670万2, 000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

9款諸収入、3項雑入では、おたっしゃくらぶ等の自己負担分など、合わせて103万円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

歳出の部分でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、介護保険事務全般に係る費用として103万8, 000円を計上いたしております。

2項徴収費、1目賦課徴収費では、保険料決定通知などの費用として6万1, 000円を計上。

3項介護認定審査会費では、認定調査や認定審査会に係る費用として106万5, 000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、デイサービスなど在宅の方へのサービスの費用として1億1, 211万2, 000円を計上いたしております。

3目施設介護サービス給付費では、特養など施設入所されている方へのサービスとして1億435万7, 000円を計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費では、要支援者の方へのサービスとして359万3, 000円を計上させていただいております。

4項高額介護サービス等諸費では、1か月分の自己負担が上限を超えた場合に支給する費用として779万2, 000円を、5項高額医療合算介護サービス等諸費では、医療と介護

で年間で合算し、限度額を超えた場合に支給する費用として、15ページ上段になりますが、90万6,000円を計上させていただいております。

6項特定入所者介護サービス等諸費では、低所得の方が施設入所された場合の居住費と食費の軽減に係る費用として1,231万1,000円を計上させていただいております。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費では、要支援の方の訪問介護や通所介護に係る費用等を合わせて361万9,000円を計上いたしております。

16ページでございます。

2項一般介護予防事業費では、介護予防事業に係る経費や住民が主体となっていく予防事業の助成に係る費用として182万5,000円を計上いたしております。

3項包括的支援事業・任意事業でございます。

17ページをお願いいたします。

一般管理費では、人件費が主となっております。

また、4目任意事業では、紙おむつの購入助成や認知症サポート養成に係る費用などを計上させていただいており、合わせて1,547万3,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第18号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和6年度笠置町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第18号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和6年度笠置町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予

算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について御説明させていただきます。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、御了承ください。

予算書7ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料で2,578万7,000円を計上いたしております。広域連合の通知に基づき計上させていただいております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金では3,901万5,000円を計上いたしております。療養給付費繰入金では、療養給付費の町負担分等を計上させていただいております。

8ページでございます。

5款諸収入、4項雑入では60万3,000円を計上しております。保健事業費に対する補助金でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費では7万8,000円を計上いたしております。後期高齢者医療の事務全般に係る費用でございます。

2項徴収費では、保険料決定通知や封筒などの費用として11万1,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合に納付する費用として、徴収した保険料を納付する保険料等負担金や療養給付費に対する負担金等で6,290万6,000円を計上させていただいております。

10ページでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で94万4,000円を計上いたしております。

2目保険料還付金では、保険料が還付の対象の状態となっておりますけれども、年金局からの通知がまだ来てない方の分として22万1,000円を、償還金では、過年度の補助金の返還金返還分ということで60万3,000円を計上いたしております。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目健康増進推進事業では、人間ドックや特定健診に係る費用として161万4,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第19号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 反対します。

議長（西 昭夫君） あっ、反対。

まず、原案に反対の者の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について、反対討論を行います。

もともとこの制度導入は手厚い医療を実施するためと言ってきましたけれども、2年ごとの保険料改定のたびに保険料が上がってきたのが実態となっています。

また、連合、京都府の単位で運営をされていますけれども、特に南部の医療格差を意識していますけれども、これもなかなか解消されない状況が続いています。

特に、被保険者の方、低所得者の方もかなり多くありまして、やはりこのまま制度を続けていけば、どんどん負担が上がっていくことが懸念をされます。

後期高齢者医療制度そのものの見直しを求め、討論といたします。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第19号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憩 午後2時05分

再 開 午後2時20分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の件
を議題とします。

議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

それでは、議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算について、予算書の読み上げを交えて御説明申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条、総則の規定でございます。

令和6年度笠置町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は次のとおりの1の給水戸数665戸、2の年間総給水量14万立方メートル、3の1日平均給水量384立方メートル、4の主な建設改良事業は令和6年度はございません。

第3条、収益的収入及び支出の規定でございます。

こちらがいわゆる3条予算と呼ばれ、経営活動に伴い発生すると予定される全ての収益とそれに対応する全ての費用を記載したものでございます。

収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定め、なお営業費用中公営企業会計適用に関する経費の財源に充てるため、過疎対策事業債150万円及び企業債160万円を借入れする旨記載させていただいております。

次の収入及び支出につきましては、4ページ以降の予算に関する説明書で説明させていただきますので、5ページをお願いいたします。

まず、収入についてでございます。

第1款簡易水道事業収益として7,770万7,000円を計上しております。

内訳でございますが、第1項営業収益には、主たる営業活動から生じる収入を上げさせていただいており、1目給水収益、料金収入として2,405万6,000円で、水道使用料の基本料金及び超過料金を現在の推計で上げさせていただいております。

2目その他の営業収益では、給水工事事業者の登録更新手数料等の11万7,000円を計上し、合わせて合計2,417万3,000円を見込んでおります。

第2項営業外収益には、主たる営業外活動以外から生じる収入を計上しており、1目受取利息及び配当金で預金利息の1,000円、2目他会計負担金として115万7,000円、3目他会計補助金として3,613万2,000円、いわゆる繰入基準外で、職員人件費等についてお願いさせていただいております。

4目長期前受金戻入、これまでに受けた国庫補助等の当該年度の金額で1,624万3,000円を計上。現金収入を伴わない事項となっております。

5目消費税及び地方消費税還付金で1,000円の合計で営業外収益といたしまして5,353万4,000円を計上させていただいております。

次に、6ページの収益的支出でございます。

第1款簡易水道事業費用といたしまして7,721万4,000円を上げさせていただいております。

内訳ですが、第1項営業費用といたしまして、1目原水及び浄水費で1,233万4,000円を計上し、水質検査の委託料や浄水装置の修繕料や薬品代等を見させていただいております。

2目の配水及び給水費では、交換時期を迎える水道メーターの交換や一部管路の土地賃借料等において161万5,000円を上げさせていただき、3目業務及び総係費では2,855万4,000円を計上し、主に職員人件費や光熱水費、公営企業会計システム等の保守料、日本水道協会等への負担金を見させていただいております。

4目減価償却費では、建物や構築物、機具装置等で、令和6年度分の償却費として3,023万5,000円を上げさせていただいております。こちらの減価償却費につきましては、現金支出を伴わないものであり、これまでの官庁会計との大きな違いになります。

5目その他営業費用では、水道使用料還付金で5,000円を計上しております。

第2項営業外費用では278万9,000円を上げさせていただいております。1目支払利息及び企業債取扱諸費では、起債の利息で178万9,000円、2目消費税及び地方消費税において、令和6年度分申告予定分の100万円を上げさせていただいております。

第3項特別損失では、令和5年度決算分の消費税及び地方消費税で50万円、過年度賞与等で108万2,000円、合わせた158万2,000円を計上させていただいております。

4項予備費では10万円を計上しております。

以上が収益的収入及び支出でございます。

2 ページにお戻りをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の規定でございます。

こちらにつきましては、4条予算と呼ばれ、施設に関する建設改良費や企業債元金償還金などに関する経費を記載することになります。

資本的収入及び支出につきましては、収入予定額240万9,000円、支出予定額1,370万2,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,129万3,000円については、当年度分損益勘定留保資金1,129万3,000円で補填するものとする。

この損益勘定留保資金とは、減価償却費等の収益的支出における現金支出を必要としないものを費用に計上することによって留保される資金でございます。

7ページの予算に関する説明書、資本的収入及び支出を御覧ください。

1款資本的収入、1項出資金では、一般会計出資金として220万円をお願いさせていただいております。

2項分担金では、水道新設加入分担金として20万9,000円を計上し、合計240万9,000円としております。

次に、支出でございますが、1款資本的支出、1項企業債償還金では、起債の償還元金として1,370万2,000円を計上させていただいております。

次に、2ページに戻っていただき、第4条の2、特例的収入及び支出でございます。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ559万9,000円及び1,181万4,000円である。こちらにつきましては、法的化に伴い出納閉鎖期間がなくなり、打切決算となることから、初年度のための項目となります。

次に、第5条、企業債の規定でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、過疎対策事業債及び企業債。

限度額、過疎債が150万円、企業債が160万円。

起債の方法、いずれも証書借入れ。

利率、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債務

者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

第6条、一時借入金の規定でございますが、一次借入金の限度額は1,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用についてでございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次の1、営業費用、2、営業外費用、3、特別損失と定める。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費については、1の職員給与費1,673万9,000円でございます。

第9条、他会計からの補助金についてですが、簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの事業会計へ補助を受ける金額は3,613万2,000円でございます。

8ページ以降につきましては、参考資料として後ほど御覧いただけたら幸いです。

8ページにつきましては、令和6年度の簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、1事業年度の資金収支を表示した報告書となります。

9ページから15ページにつきましては、職員給与費の明細でございます。

16ページから18ページは、令和6年4月1日現在の簡易水道事業の予定開始貸借対照表、19ページから21ページは、令和7年3月31日の予定貸借対照表をつけさせております。こちらがバランスシートと呼ばれ、一定の時点における当該事業が保有する全ての財産を総括的に表示したもので、事業の財政状況を把握することが可能となるものでございます。

22ページには、注記表として、重要な会計方針に係る事項に関する注記をしております。

23ページには、予算の参考資料として予算の説明書をつけさせていただいております。

以上で説明に代えさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第20号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

一番分かりやすい24ページのところでいきます。給水収益が2,400万円、水道使用料が基本料金で1,000万円余りですね。それと、超過料金1,300万円で

2, 400万円。そして、その下の営業外収益で、いわゆる一般会計からの繰入れが3, 600万円余りね。今までは大体こういうとんとんって来とったんですけれども、この企業会計になったら余計分かりやすいんですけれども、一般会計の繰入金がものすごい増えているわけですね。

だから、以前から言っていますように、今、ここ見たら600何ぼの戸数ですね。これもだんだん減ってきたら、給水する人も減ってくる。だから、前にも以前から言っていますように、水道料金のね、どこでも大変なんですけれども、水道料金値上げされるところはちょくちょく新聞に載っています。そして、2年前ですかね、和束町も値上げされました。そのことも言いました。

だから、格差がだんだん増えてきて、一般会計の繰入れ、これ、3, 600万円ということとは、大体ゴルフ場の利用税が今、3, 300万円入ってくるわけですね。それ以上にまだ一般会計から出すわけですよ。以前から言っているように、どうしてもやっぱりね、何でも物価高騰なんですけれども、水道料金は確かに安いと思うんですよ。だから、その辺を以前からどういうふうにされているかということは以前から質問しているんですけれども、何も答弁がないんですよ。

やはりね、人口減ってきたら、水道の利用も減ります。笠置に大きな企業あれば、水がどんどん使われることはあるでしょうけれども、本当にこれ、将来このままで、どんどん一般会計から繰入れされることがいいんですかどうか。それ、企業会計になれば、余計よく分かりますね。

だから、一遍その辺のところ、本当に真剣に、今ここでは答弁できないでしょうけれどもね、できるんやったら言ってほしいんですけれども、値上げされるかどうか。今ここでは本当に言えないと思うんですよ。答弁できないと思うよ。

これは以前から言っているんですけれども、本当に、何か一般会計からどんどん繰り入れてきたら、一般会計でやる事業がだんだん減ってくるわけですよ。その辺を以前から言っているのに、全然何もしのつぶてなんです。その辺、今答弁もらえないと思いますけれども、その辺どうするか検討される余地があるかどうか、それだけ。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

大倉議員よりかねてから御指摘いただいております一般会計からの繰入金、大変多額となっております。主な内容につきましては、職員の人事異動にもよりますが、人件費が大きな

影響をもたらしております。

水道使用料につきましては、以前にもお答えさせていただいておりますとおり、町の水道事業経営戦略において、料金改定について模索し、少しでも一般会計からの繰入れを減らせるよう、独立採算に近づけるよう、スケジュールございました。

御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染症の蔓延、世界情勢の影響等々において、順に延びているということがございます。ただ、やはり一般会計からの繰入れというのが大変大きな課題ともなっておりますので、少しでも繰入れを減らすためには、また一番に安心・安全の水の供給を考えますと、料金改定はやむを得ないものとは考えております。

これにつきましては、3月に町長も替わられますので、次の町長の御意向も踏まえながら、現状を住民さん、利用者さんにしっかりと認識していただいた上で、時間を重ねて説明をしながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対の者の発言を許します。

1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の件について反対討論を行います。

本来、水道というものは生活に欠かせないものであります。現在、低所得者の減免制度もない中で、所得が低ければ低いほど負担が重くなるというのが実情だと考えます。本来、保険料、税の負担というのは、所得にも考慮をして、配慮して行うべきだと考えます。

税の大きな役割として、自然に任せていれば格差が広がったり、所得に差がある場合にそれを是正して、生活困窮者が出ないようにしていく、そういう役割を持っていると考えます。一般会計からの繰入れが多くなることが大変だという観点で、値上げも仕方ないということではなくて、いかに生活者の生活を守っていくか、特に低所得者の生活を守っていくかが大事だと思います。

この予算自体の中身は、収益的な要素と、それから資本的なものに2つに分けているというのが中身だけですけれども、この大本にあります公営企業法については、その費用は収益で賄うことを原則としています。

また、国が示している一般会計からの繰入れについても、基準として、原則としてですけ

れども、借金をする場合ですね。水道事業の借金をする場合、一般会計から借入れを行って、これは最終返さなきゃいけないお金ということになっております。

それから、自然的な条件で建設改良工事等が高くなる場合には、一般会計から繰り入れられるというような中身になっていきますけれども、生活が困窮する場合に、水道料金を引き下げるのに、一般会計から繰り入れるというような基準にはなっておりません。

今すぐ値上げということではないにしても、今後そういう方向に進むことが心配されます。生活者の負担とならないように、水道料金の引上げに進まないように、抗議の意味を込めまして、今回の議案に対して反対討論といたします。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の件を採決いたします。
この採決は起立によって行います。

議案第20号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、請願第1号、中等度以上の難聴者に補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書を議題とします。

紹介議員に説明を求めます。向出健議員。

1番（向出 健君） 1番議員、向出健です。

請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器補助に対する公的補助制度の創設を求める請願書について、紹介議員として説明をさせていただきます。

請願の趣旨を読み上げることによって説明としたいと思います。

まず、提出者ですがけれども、全日本年金者組合相楽支部、福本宗雄氏から提出をされています。

請願の趣旨の読み上げを行います。

笠置町民の生活・福祉向上への日頃の御尽力に敬意を表します。

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大

きな原因になります。最近では、鬱病や認知症の危険因子になることも指摘をされています。

国連の世界保健機構では、中等度難聴からの補聴器の装用が推奨され、欧州諸国は補聴器装用を「医療カテゴリー」で対応して、手厚い公的補助を行っています。中等度難聴者に対する補聴器の普及は、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制、事故の防止などに寄与するものと考えます。

しかし、我が国では、「障がいのカテゴリー」で限定的な対応となっています。現在、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入に要する費用の一部を支給されていますが、制度の対象者は、聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象となる高度難聴以上（両耳70デシベル以上、または片方の耳が90デシベル以上で、かつ他方の耳が50デシベル以上）となっており、中等度（40デシベル以上から70デシベル未満）以上の難聴者は対象外となっています。

高齢化が進む中、補聴器装用を「医療カテゴリー」の対応とし、中等度の加齢性難聴者に対する公的補助が求められています。既に全国の多くの地方自治体が同趣旨の意見書を国に提出しています。市区町村で独自の補聴器購入公的補助制度の実施は市区町村237（2023年12月1日現在）にまで拡大しています。京都府内でも京丹後市、精華町で補助制度が実現をしています。

補装具費の支給制度の対象とならない中等度難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するように下記の項目についてお願いいたします。

請願項目、笠置町に対して笠置町議会として、中等度難聴者の補聴器購入に対する公的支援補助制度の創設を求めてください。

以上で終わります。

議長（西 昭夫君） お諮りします。ただいま議題となっています請願第1号は、総合常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書は、総合常任委員会に付託することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第7、閉会中の委員会調査の報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査の報告を行います。総合常任委員会、向出健議員。

1 番（向出 健君） 笠置町議会総合常任委員会委員長の向出健です。総合常任委員会の委員会報告をいたします。

去る 2 月 1 5 日木曜日、笠置町議会定例会終了後に笠置町議会総合常任委員会を開き、一般会計及び特別会計令和 6 年度当初予算案について担当各課長から説明を受けました。その後、内容の確認等、委員からの質問の時間を設けさせていただきました。先ほど当初予算での説明にも一部重複しますので、一部省略、また簡略化をして説明をさせていただきます。報告させていただきます。

一般会計については、骨格予算として例年の基本的な事項の説明に加えまして、主なものとして、議会関係では、I C レコーダーの購入をすると説明がありました。また、議会に関わりましては、議員の選挙で初の公費適用による関係予算の計上があると説明がありました。

商工関係では、いこいの館の事務所に、当初は事務所には誰も置かずに対応していくということでしたけれども、担当職員を置くことを検討するなどの説明もありました。

そのほか、特別会計については、主に基本的な、基礎的な事項について説明がありました。

一般会計について、委員からの質問では、職員研修やホームページの改善、笠置ファンの倍増、入札やり直しの件等などが出されました。また、適正な予算計上を求める意見も出されています。

町からの回答については、職員研修では、複数回受けている職員もあるが、延べ 3 0 人受けている。階層の研修は必ず受けるように言っている。ウェブでの e ラーニングも受けている旨の回答がありました。

ホームページについては、先ほど説明がありましたので、質疑の中で回答がありましたので、省略をいたします。

また、笠置ファンの倍増については、カヌー、トレッキング、パワースポットめぐりなどを実施している旨回答がありました。

入札をやり直すという案件が発生していますけれども、これについては、また次期に上げたいと思うけれども、当初には上げていないとの回答がありました。

また、去る 2 月 2 2 日木曜日、笠置町議会定例会 2 日目終了後に笠置町議会総合常任委員会を開き、能登半島地震の被災地支援として派遣された 2 人の笠置町職員から支援内容等の報告や感想をいただきました。

職員から、避難所の運営に関り、業務に従事したことが報告をされました。

職員から、問題意識・課題として、車椅子がなく、保健師がキャスター付きの椅子で対応するという事例があり、こうした臨機応変さが大切であることや、同じような食事が続くことがあり工夫が要ること、被災者が自身でできることと支援が必要なことを分けること、被災者にも何らかの役割を持ってもらうこと等が出されました。

また、被災者自身の運動不足があったことや、保健師からは物資は足りているが、精神面のケアが不十分である旨の話があったことも報告をされました。

今後、こうした課題を生かしまして、総合常任委員会としても対応していきたいと思います。

以上で笠置町議会総合常任委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

5 番（坂本英人君） それでは、笠置町議会いこいの館運営対策特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

令和6年1月30日火曜日に笠置町役場2階議員控室にて開催いたしました。

出席は、議員7名全員出席の下開催いたしました。

まず初めに、源泉施設設備修繕状況報告及び今後のスケジュールについて議論をいたしました。

まず初めに、植田商工観光課長補佐より施設の修繕状況の報告がありました。委員からは、スケジュール、工事報告については、起業人を雇っているのだから、起業人を参集して報告してほしいという旨の要望がありましたが、今回は町が発注した工事になりますので、出席は望みませんでしたという報告がありました。

そのほか、私、委員長から、工事のスケジュール、進捗状況については、再度委員会を開き、委員の納得できるような内容を示してほしいと行政にお願いをいたしました。

その後、令和6年度当初予算案について説明を受け、当初予算では152万3,000円を減額したと報告をいただきました。

以上、委員会報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。相楽広域行政組合議会、由本好史議員。

7 番（由本好史君） それでは、令和6年度第1回相楽広域行政組合議会定例会報告をさせていただきます。

本定例会は、令和6年2月19日月曜日、午後1時30分から相楽会館大ホールにおきま

して開催されました。

最初に、代表理事挨拶の後、審議に入りました。

主な案件は、同意案件が1件、議案4件が提出され、議案審議に先立ち、3人の議員が「組合事務の利用率の向上は」、「住民を消費者トラブルから守るには」、「相楽会館建て替えに係る負担割合について」ということで質問されました。

その後、議案の審議に入り、まず同意第1号、相楽広域行政組合公平委員会委員の選任については、委員の1人の森脇委員が令和6年3月27日に任期が満了しますので、後任に和束町在住の中嶋浩喜を選任するもので、質疑、討論はなく、全員賛成で同意されました。

続いて、議案第1号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができることにより、所要の改正を行うもので、質疑、討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第2号、相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例については、相楽会館建て替えに伴い、負担割合を新たに規定するため、所要の改正を行うもので、質疑、討論はなく、全員賛成で可決されました。ちなみに、負担割合は、市町村割が10%、人口割が90%でございます。

続いて、議案第3号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第2号）については、令和6年度に実施する相楽会館建て替えに係る基本設計、実施設計に向けた関係経費をはじめ、年度末での執行見込み等に伴う関係課目での更正を行い、また市町村分担金の精算を行うとともに、関連する歳入見込みの財源を更正するというもので、353万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,003万1,000円とするもので、質疑、討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第4号、令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算については、予算規模としては、令和5年度末での相楽会館の貸し館終了に伴う会館使用料の減や新型コロナウイルス感染症の5類感染症引下げに伴う診療報酬収入単価の減少による診療報酬収入の大幅な減などがありますが、一方で、会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始等に伴う人件費の増や相楽会館の建て替えに伴う業務委託をはじめ、10年間を計画期間とする生活排水処理基本計画の見直しや、そうらく衛生センターの長期包括的運営業務のモニタリングにおける業務委託等の新規事業により、前年度から3,550万円の増額で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,250万円とするもので、質疑の後、討論はなく、全員賛成で可決さ

れました。

以上で令和6年第1回相楽広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 山城病院組合議会、坂本英人議員。

5 番（坂本英人君） 令和6年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会議事録を読まさせていただきます。

令和6年2月16日、9時半から山城病院総合医療センター会議室にて行いました。

開会に先立ち、和束町、岡田勇議員から欠席届が提出された旨、議長から報告がありました。

管理者から病院組合の近況報告及び本定例会への提出議案等の説明がありました。

木津川市、西山幸千子議員から、「残業について」、「ハラスメント対策について」の一般質問がありました。

看護師については、原則交代勤務のため残業は発生しないが、緊急対応の場合、残業は発生する。医師については、今年度新卒、新採の医師において一番残業時間が多い医師は、月約36時間であり、過度な負担にはなっていないと説明がありました。

ハラスメント対策については、申出者が相談しやすい体制づくりを行い、必要に応じて行為者へ指導・助言等を行い、問題を解決することとしている。

次に、南山城村、齋藤和憲議員から、「看護師不足について」質問がありました。

育休明けの職員の夜勤勤務を少なくするなどの配慮をしているため、夜勤勤務従事者が足りていない。夜勤勤務従事者の確保と看護師業務の負担軽減が課題であると組合から説明がありました。

第1号議案、国民健康保険山城病院組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について。地方自治法の一部が改正されたことにより、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能とされたことを受け、所要の改正を行うもの。挙手全員で可決されました。

第2号議案、令和6年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について。より医療度の高い患者の受入れ等による増収と重症患者を受け入れるHCUの充実、会計年度任用職員への勤勉手当の支給など費用増を反映し、収支均衡予算を編成した。予算規模は、事業収益、費用ともに9億3,564万2,000円。挙手全員で可決いたしました。

第3号議案、令和6年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について。入所定員66名へ変更したことに伴い、回転率が高くなり、効率化が図られ、また超在

宅強化型へ移行したことにより、1人当たりの単価の増加により増収傾向にあります。その結果を踏まえ、令和6年度は収支均衡予算を編成した。予算規模は、事業収益、費用ともに4億7,029万5,000円。挙手全員で可決されました。

以上、提案された3議案について全て可決され、閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 相楽中部消防組合議会は私、西から報告させていただきます。

令和6年第1回相楽中部消防組合議会定例会の報告を行います。

令和6年2月19日、相楽中部消防本部で午前10時開会いたしました。

本定例会では、条例の一部改正が4件、新庁舎の工事請負の変更契約締結、令和5年度補正予算、令和6年度予算の7議案について審議しました。

条例一部改正については、職員の育児休業等に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、相楽中部消防組合手数料条例についてそれぞれ提案され、それぞれ全会一致で原案どおり可決されました。

新庁舎に関する工事請負契約、変更契約については、全会一致でないものの、原案のとおり可決されました。

5年度補正予算は、歳入歳出それぞれ3,350万円が減額され、全会一致でないものの、原案のとおり可決され、歳入歳出総額それぞれ32億5,447万2,000円となりました。

6年度当初予算は、歳入歳出それぞれ21億2,760万円とし、全会一致ではないものの、原案のとおり可決されました。

以上、令和6年第1回相楽中部消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 1番議員、向出健です。

加茂笠置組合議会について報告をいたします。

去る2月20日火曜日、10時から木津川市役所内で加茂笠置組合議会定例会を開きました。

主な議題は、令和5年度会計の補正と令和6年度の会計予算の2つでした。

令和5年度会計の補正は、歳入歳出総額から各々67万2,000円を減額し、総額を7,916万8,000円とするもので、内容は、線下補償料の奥吉野線の覚書の成立による減額と議員研修の延期による減額が主な内容となっています。若干の質疑の後、討論はな

く、全員賛成で可決いたしました。

令和6年度会計は、歳入歳出総額を2,040万円とするもので、内容は、土地貸付料、線下補償料等の歳入と、議会研修費を含む議会関係経費や運営経費等の歳出が主なものでした。若干の質疑の後、討論はなく、全員賛成で可決をいたしました。

以上で加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会、大倉博議員。

3番（大倉 博君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

令和6年第1回定例会が2月8日、京都ガーデンパレスにおいて行われました。

案件は、議案7件、同意2件、報告1件、請願2件が審議された。ほかに一般質問2件でした。

1、同意1、2号は、副広域連合長の専任。杉浦正省精華町長、桂川孝裕亀岡市長、いずれも同意されました。

2、議案第1号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定。令和6年、7年度の後期高齢者医療保険料の改定。均等割が5万3,420円から5万6,340円に、所得割率が現行が10.46%が10.95%、賦課限度額の引上げ、66万円から80万円に、低所得者に対する保険料の負担軽減を図ることを目的とする施行令の改正が行われ、可決されました。

議案第2号、広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。期末手当、年2.95月分から3.4月分に、地域手当、9.0%から9.4%に。いずれも可決されました。

議案第3号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）。補正額6,341万円、総額18億392万9,000円。いずれも可決されました。

議案第4号、令和5年度特別会計補正予算（第2号）。補正額63億9,594万4,000円、総額4,121億6,699万7,000円。可決されました。

議案第5号、令和6年度一般会計予算。予算総額10億8,824万4,000円。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億8,824万4,000円。そのうち市町村負担金総額は7億2,000万円。なお、笠置町は191万6,000円。

議案第6号、令和6年度特別会計予算。予算総額4,251億6,256万3,000円。

8、議案第7号、広域計画（第5次）の策定。地方自治法第291条の7で策定が義務づけられている広域計画について、令和5年度末で計画期間が満了することから、後継の広域

計画（第5次）（令和6年度から令和9年度）を策定するもの。可決されました。

報告第1号、専決処分について。報告。賠償額48万6,369円の決定。

10、請願2件がありました。

後期高齢者医療制度の保険料・窓口負担の引き下げを求める請願書。不採択でした。

現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書。不採択でした。

ほかに一般質問2件がされました。

以上で終わります。

議長（西 昭夫君） 京都地方税機構議会議員、松本俊清議員。

2番（松本俊清君） 京都地方税機構定例会、令和6年2月6日火曜日、京都ガーデンパレス
2階で開催されました。

全員協議会が13時30分より開催され、局長より一般議事の説明。

そして、日程第1、諸報告、議員の異動。これは2名です。向日市議、青山氏、長岡京市、
小原氏。

続きまして、例月出納検査（令和5年6月から11月執行分）及び定期監査結果報告。

（3）出席要求理事の報告。

日程第2、座席の指定。先ほど言いました青山、小原氏。

日程第3、会議録署名議員の指名の件。府会議員、光永さん、京丹波町議会、隅山さん。

会期決定は、本日1日とする。

日程第5、第1号議案から第4号議案まで（広域連合長説明）。議案4件を一括議題とし、
広域連合長から提案の理由説明を聞く。なお、質疑、討論及び採決は一般質問終了後に行う。

一般質問。長岡京市、小原氏、1名。

日程第7、第1号議案から第4号議案まで（質疑・討論・採決）。4件を一括議題とし、
質疑、小原議員、討論、坂本議員、北村議員。

これにてです。閉会宣言は13時40分。

続きまして、本会議、同じ会場で14時より開始いたしました。

開会宣言は荒巻府会議員。

日程第1、諸報告。先ほど申しましたとおりであります。

議案については、第1号議案より第4号議案まで（説明）。討論、質疑は一般質問終了後
に行うということであります。

第1号議案、令和6年度京都地方税機構一般会計予算。歳入歳出25億4,123万

9, 000円。

第2号議案、令和5年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出を1億8,398万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ24億9,480万8,000円とする。大きくは出向職員の給料の実態に合致するものであります。

これらの協議の結果、各議案とも賛成多数で可決。

第3号議案、京都地方税機構広域計画変更の件も、地方自治法第291条の7第3項の規定に基づいて延期ということで、これも承認されました。

第4号議案、京都地方税機構地方事務所等設置条例一部改正の件。京都市内にある3地方事務所を1か所に統合するものであります。これも可決されました。

一般質問については、小原議員より機構の在り方、ハラスメントについての質問、滞納整理とともに生活再建という2項目であります。

これについての返答は、年平均超過時間22時間、最大347時間という答弁。あと、市内3か所で1か月10人、延べ100人から200人という納税の相談の話です。

第1号議案から第4号議案まで（質疑・討論・採決）。質疑は小原氏（長岡京市選出）、反対、坂本議員（宇治市）、賛成討論、北村氏（大山崎）。第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案全て可決されました。

本会議において、京都府税機構への笠置町負担金は次のとおりとなりました。令和6年度負担金373万6,000円、令和5年度負担金80万6,000円。これについては、当初計上分は328万2,000円であります。出向職員の給与を実態に合わせるなどした今回の負担金補正額が減の247万6,000円であったため、5年度負担金は80万6,000円。

以上で京都地方税機構定例会報告を終わります。終了は午後3時17分でした。以上です。
議長（西 昭夫君） これで閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） 会期を２９日までとしていましたが、お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで議会を閉じます。

令和６年２月第１回笠置町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後３時２０分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 大 倉 博